

2024年度

(2024年4月1日～2025年3月31日)

# 安全衛生管理実施計画書

【安全衛生スローガン】

『今日も一日無災害』



全員参加

戸田建設東京支店災害防止協力会

# 2024年度 安全衛生管理実施計画

## 目 次

### 【戸田建設株式会社】

#### 《 本社 》

2024年度	社長安全衛生方針 代表取締役社長 大谷 清介	…	1
--------	---------------------------	---	---

2024年度	安全衛生目標と施策 本社 中央安全委員長 木村 幸宏	…	2
--------	-------------------------------	---	---

#### 《 東京支店 》

2024年度	安全衛生管理実施計画の推進に当たって 東京支店 中央安全衛生委員長 菅原 千秋	…	5
--------	--	---	---

#### 《 東京支店災害防止協力会 》

	戸田建設「安全衛生管理実施計画の推進に当たって」 東京支店災害防止協力会会長 遠藤 和彦	…	6
--	---	---	---

I.	安全衛生方針	…	7
----	--------	---	---

事業主が率先して安全衛生管理を推進する

II.	災害防止協力会スローガン・数値目標・重点管理項目	…	7
-----	--------------------------	---	---

III.	重点管理項目および重点実施事項	…	8
------	-----------------	---	---

IV.	2024年度 安全衛生管理計画表	…	13
-----	------------------	---	----

V.	2024年度 利友会・災害防止協力会との各種委員会等との関連図	…	14
----	---------------------------------	---	----

VI.	2024年度 戸田建設東京利友会 役員一覧	…	15
-----	-----------------------	---	----

VII.	2024年度 東京支店災害防止協力会 役員一覧	…	16
------	-------------------------	---	----

VIII.	2024年度 戸田建設東京職長会 顧問・参与・役員一覧	…	17
-------	-----------------------------	---	----

IX.	補足資料	…	19
-----	------	---	----

# 2024年度 安全衛生方針

— 安全は中心となる価値と捉え、事業場で働くすべての人の生命と健康を守り、  
安全で快適な職場環境を実現する —

当社は社会的に厚く信頼される『安全性ナンバーワン企業』を目指し、建設業の魅力化推進に貢献する。

労働災害・事故及び公衆災害の発生は、企業価値を棄損し、企業理念や存在意義を否定するものである。当社は人命尊重の基本理念に基づき、すべての企業活動において『安全は中心となる価値である』と捉えて、安全で働き甲斐のある労働環境の形成に努める。そのために、すべての業務フローにおいて、労働環境整備のフロントローディングを推進し本質安全化を図る。

又、自己発働的な安全管理を推進し、事業場の状況に整合し、かつ効果的な安全対策を立案することにより事業場全員の腹落ちを図ると共に、形骸化を徹底的に排除した『危険ゼロ』の事業場を目指す。

## — 活 動 指 針 —

1. 職員等の心身の健康保持・増進を図る。
2. 各種関連法令及び社内規定・ルールを遵守する。
3. すべての組織において、フロントローディングによる本質安全の作り込みを実践する。
4. 工事進捗状況に則したりスクアセスメントを実施し、全員が腹落ちした作業計画を立案・実行することにより形骸化を排除し、全作業員の安全行動を誘引する。
5. 安全衛生に関する基本的考え方にに基づき作業所の安全管理体制を整備し、協力会社とともに労働災害防止活動を確実に実行する。

2024年4月1日

戸田建設株式会社

代表取締役社長 大谷清介

# 2024年度 安全衛生目標と施策

2024年4月1日

本社中央安全委員

委員長 木村 幸



社長が表明した「2024年度安全衛生方針」に基づき、以下の目標値を掲げ、安全衛生施策を社員・関係協力会社全員で実施する。

- ① TODA-OHSMS に基づき、作業所、工事の特性に整合し、かつ実効のある具体策を立案した上、組織的に実行する。又、労働環境を常に点検、整備して、「危険ゼロ」の労働環境を造る。
- ② 作業所長はリーダーシップを発揮し、協力会社やキーマンである職長とコミュニケーションを図り、特定元方事業者として行うべき連絡・調整の不備による災害・事故を防止する。
- ③ 作業員の健康確保に努め、健康障害の予防や体調不良時の連絡体制の整備を事業主に指導、促進する。

## 1. 数値目標

※全体は、海外事業及びグループ会社を含めた数値を指す

単体	死亡・重大（重篤）災害	ゼロ
	度数率（休業4日以上労働災害）	0.1以下
	休業度数率（休業を伴う労働災害）	0.6以下
	全度数率（不休災害及び事業主等の災害を含むすべての労働災害）	2.5以下
全体	死亡・重大（重篤）災害	ゼロ
	度数率（休業4日以上労働災害）	0.2以下

単体		建築	土木	計
	延べ労働時間予測	20,000,000	8,000,000	28,000,000
度数率対象災害件数	2件以下	ゼロ	2件以下	
休業度数率対象作業件数	12件以下	4件以下	16件以下	
全度数率対象災害件数	50件以下	20件以下	70件以下	
全体	休業度数率対象作業件数	—	—	71,200,000
	全度数率対象災害件数	—	—	14件以下

## 2. 施策

### 2-1. 安全衛生管理体制の整備及びルールの遵守

- ① 作業所の安全衛生管理体制を整備するとともに、協力会社の主体的な安全管理を促進する。
- ② 労働安全衛生関係法令及び社内安全衛生管理規程等を遵守する。
- ③ 本・支店で定めた重点管理項目とそれに対する実施事項を確実に実施する。

- ④ 作業所（長）が定めたルール、リスク防止対策を作業所全員が遵守する。
- ⑤ 作業所・支店において実施している各種検討会や本社・支店・作業所で定められたルールの形骸化を徹底的に無くす。

## 2-2. 工事の特性を考慮した安全かつ生産的な施工計画・施工方法の立案及び周知と実施

- ① 安全性及び生産性を向上させるため、各工事内容を十分に検討しBIM、CIM等ICT技術の活用や無人化工法等による工業化・省人化工法を積極的に採用し、更にフロントローディングを実施することにより、本質安全化を図る。
- ② 工種（作業）毎に、予想される全てのリスクを抽出し、リスクに対する災害等・事故防止対策を検討した上で施工計画・施工方法に反映させ、作業所社員に周知する。
- ③ 立案した施工計画・施工方法は協力会社に説明の上合意形成を図り、協力会社の作成する作業計画に反映させ実施する。
- ④ 実施する際は、設置した機械・設備類がヒューマンエラーを誘引する恐れはないかなど、計画者・設置作業者が自ら設置後に必ず現地で確認し、必要に応じて改善する。

## 2-3. 作業計画・手順の決定及び周知と実施

- ① フェイルセーフの思想に基づいて、危険又は有害要因を除去・低減した作業計画・作業手順書を作成する。
- ② 作業手順の検討に当たっては、協力会社とともに『必ず現地を確認』し、関係者全員が腹落ちした計画を立案する。又、本作業に付帯する作業（搬出入、荷捌き作業等）についても全てのリスクを洗い出し、施工機械・手順・使用する資機材・人員配置等を決定し作業計画に反映する。その際には、遵守すべき安衛関係法令を必ず確認する。
- ③ 危険作業事前検討会の開催に当たっては、関係協力会社とともに『必ず現地を確認』して全てのリスクを洗い出し、支店関係者を含めて実効のある危険作業事前検討会とする。
- ④ 作業開始前に周知会を開催し、すべての関係作業員に作業手順を理解させ、必ず計画通りに実施する。支店は、実施状況を着手段階に確認する。
- ⑤ 作業計画・手順を変更する場合、計画外の作業が生じた場合は、上記プロセスに基づきリスクアセスメントを実施し、全作業員に周知徹底を図る。
- ⑥ 作業が計画通り実施されているか確認のためカメラを設置し可視化する。特に危険作業で、通常巡回ができない立ち入り禁止区域については原則設置する。

## 2-4. 作業所社員教育の実施

- ① 作業所長、副作業所長等は、作業所巡回時等に若手社員を随時同行させ、若手社員に対して『5分間立ち止まり活動』等によるOJTを実施し、感受性を高め、自己発働型社員の育成を図る。

- ② 作業所長、副作業所長等は若手社員を危険作業検討会等に参画させ、作業手順・作業方法等を十分に理解した上で、打合せした作業方法に基づいて作業が行われているか、予定外の作業が行われていないか等、タイムリーに『必ず現地を確認』し、不安全な状況が確認された場合には『即是正』を指示することができるよう社員を育成する。
- ③ 作業所長、副作業所長等は、労災かくし防止のための教育を作業所社員に対して実施する等、労災かくしを排除する環境を醸成させる。

## 2-5. 協力会社・技能労働者に対する指導・育成

- ① 安全衛生に関する資質を有した協力会社と適正な請負関係を構築するとともに、パートナーシップを強化する。
- ② 協力会社が自主的・自発的に災害防止に関する各種措置を講じるよう指導、教育する。
- ③ 事業者責任のもとに送り出し教育を更に充実させ、作業員の安全及び、関係法令の遵守を徹底させ新規入場者の災害を撲滅する。
- ④ 作業員が、必ず『現地』で「実際の作業」をイメージしながらKY（一人KY）を実施するよう指導する。（KY自問自答カードの有効活用）
- ⑤ 協力会社職長は、計画外、予定外の作業が発生した場合や不安全な状況が発生した場合には、作業を中断した上で元請けに報告し、対応策を協議した後、当該作業に関わる全員が納得した上で作業を再開する体制を確立する。
- ⑥ 外国人技能実習生等の作業員を使用する事業者に対し、作業所における適正配置や安全意識、技能向上に向けた教育を実施するよう指導する。
- ⑦ 個人事業主、一人親方に発注する事業主に対し、経験や能力等を考慮した作業所における適正配置と適切な請負関係締結、及び報告の実施について指導する。
- ⑧ 出張型危険体感施設を有効活用し、作業員の危険感受性向上を図る。
- ⑨ 協力会社の事業者や職長、作業員に対して労災かくし防止のための教育を実施する、ささいなケガでも必ず元請社員に報告させる等、労災かくしの排除に向けた周知・啓発を行う。

## 3. ヒューマンエラー防止のための三運動の推進

- ① ひと声かけ、指差し確認運動の推進
- ② 対話型現地KYの推進
- ③ 『ヒヤリポ』の活用・推進

## 4. はさまれ・巻き込まれ災害及び墜落・転落災害 撲滅キャンペーン

- ① はさまれ・巻き込まれ災害 撲滅キャンペーン
- ② 墜落・転落災害 撲滅キャンペーン

## 2024年度 安全衛生管理実施計画の推進に当たって

戸田建設株式会社東京支店  
 常務執行役員支店長 菅原 千秋  
 中央安全衛生委員長

東京支店の昨年度の安全成績は度数率、休業度数率、全度数率すべてにおいて、目標数値を達成することができませんでした。鳶工が鉄骨の落下とともに高さ16mから墜落した重篤な災害を含め、休業4日以上災害が5件発生しており、近年においては最悪の状況になっています。『死亡・重篤な災害は絶対に起こさない』重点指向と『落ちるな・落とすな』を最重点管理項目とした安全管理を今まで以上に徹底しなければなりません。また、私たちと協力会社、職長等それぞれの役割を理解し、特定元方事業者の「統括管理責任」と関係請負人の「事業者責任」をしっかりと果たしていくことが肝要です。人命尊重の基本理念に基づき、「作業員のみなさんを無事に帰宅させる」ことが私たちの使命であると認識し、全員参加でゼロ災職場を築きましょう。

### 《支店数値目標》

死亡・重大（重篤）災害	ゼロ
度数率（休業4日以上労働災害）	ゼロ
休業度数率（休業を伴う労働災害）	0.6以下
全度数率（不休災害及び事業主等の災害を含むすべての労働災害）	2.5以下

### 《全店共通重点管理項目》

1. 墜落・転落災害の防止
2. 建設機械・クレーン等災害の防止
3. 崩壊・倒壊災害の防止
4. 熱中症・健康障害の予防
5. 労災かくしの防止
6. 公衆災害・第三者災害等の防止

### 《支店重点管理項目》

7. 重量物取扱い作業による災害の防止

### 《安全衛生管理水準向上施策》

- I. 安全衛生管理体制の強化
- II. 危険感受性の向上
- III. 快適職場形成の推進

### 《支店安全衛生スローガン》

声かけあって みんなで高める安全意識 『対話と共感』 ゼロ災職場

### 《支店長実施事項“これだけは絶対守る（守らせる）！”》

- ① 『対話と共感』により当事者意識を高め安全をつくり出す
- ② 『危険な状態では絶対に作業しない・させない』を周知徹底する
- ③ 災害発生リスクの高い現場や職種、協力会社に対し重点指向の安全管理を推進する
- ④ すべての職長・安全衛生責任者の「見える化」を定着させ、事業者責任の遂行を後押しする
- ⑤ 作業手順変更のルールを周知徹底し、勝手な作業手順の変更は絶対に行わない

## 戸田建設「安全衛生管理実施計画の推進に当たって」

戸田建設東京支店  
災害防止協力会会長 遠藤 和彦

平素より会員の皆様には、災害防止協力会の活動にご協力いただき誠に有難うございます。

安全な職場作りは「危険な状態では絶対に作業しない・させない」という決意を前提にした計画段階の安全先取りと現場における地道なリスクの低減の積み重ねにより現実化されるものです。私たち専門工事会社の事業主には、従業員の健康と安全を守る責任を重く受け止め、油断することなく持続的に自社の安全衛生管理レベルを高めていくことが求められています。

さて、東京支店の2023年度における安全成績は、休業4日以上災害が5件、不休災害を合わせると全体で27件と、数値目標はすべて達成できない大変悪い成績となってしまいました。その内容としては、墜落・転落、飛来・落下、挟まれ・巻き込まれという重症化に繋がる災害が目立ち、しかも2次3次会社の外国人を含めた未熟練工や一人親方の災害も多発している傾向にあります。その背景には、1次会社である私たちの再下請会社に対する管理指導の甘さ、そして未熟練工や一人親方等の職人さんたちとの安全対話不足があると、大変憂慮しているところです。私たち事業主は、この事態を明日は我が身の思いで真摯に受け止め、自らが先頭に立ち実のある災害防止活動を実践していかなければなりません。

戸田建設東京支店の安全衛生スローガンは「声かけあって みんなで高める安全意識 『対話と共感』 ゼロ災職場」です。この方針に従い、災害防止協力会並びに私たち会員企業は、戸田建設との連携を図り、これまで以上に自社従業員との安全対話を重ね、安全意識の向上と危険感受性を高める訓練を強化し、「危険な状態では絶対に作業しない・させない」という考え方を現場に浸透させていくことをお願いいたします。特に、着工前打合せでリスク低減と作業手順書での見える化、KYトレーニングによる危険感受性の向上、週一パトロールの実施と安全対話の強化など、先制対処の安全衛生管理を事業主の責務として、積極的に推進していかれることを期待しております。

この安全衛生管理実施計画書は、東京支店の安全衛生方針に沿って協力会会員としてなすべき安全衛生管理の全体像が見える化したものです。皆様には、その趣旨をご理解の上、着実な実践と現場定着を図り、従業員の健康と安全を守る使命を果たしていただきますようお願いいたします。

## I. 安全衛生方針

事業主が率先して安全衛生管理を推進する

## II. 災害防止協力会スローガン

“ 今日も一日無災害 ”

### 2024年度 安全成績数値目標

死亡・重大（重篤）災害	ゼロ
度数率	0.0（休業4日以上労働災害）
休業度数率	0.6以下（休業を伴う労働災害）
全度数率	2.5以下（不休災害及び事業主等の災害を含む全ての労働災害）
延労働時間予測	6,100,000時間（延労働時間5,184,133時間）
度数率0.0を達成	ゼロ（度数率0.19 / 1件）
休業度数率0.6以下を達成	3件以下（休業度数率1.36 / 7件）
全度数率2.5以下を達成	15件以下（全度数率5.26 / 27件）

※（ ）内は2023年度実績

### 《最重点管理項目》

事業者責任遂行の推進

### 《重点管理項目》

1. 墜落・転落災害の防止
2. 建設機械・クレーン等災害の防止
3. 崩壊・倒壊災害の防止
4. 熱中症・健康障害の予防
5. 労災かくしの防止
6. 公衆災害・第三者災害等の防止

### 安全衛生管理水準向上施策

- I. 安全衛生管理体制の強化
- II. 危険感受性の向上
- III. 快適職場形成の推進

### 《東京支店重点管理項目》

7. 重量物取扱い作業による災害の防止



### Ⅲ. 重点管理項目および重点実施事項

重点管理項目	作業・状況等	重点実施事項		資料	
		作業所が実施する事項	協力会社が実施する事項		
事業者責任遂行の推進 【最重要管理】		① 「誓約書」の提出管理と記載内容の重要性及び後次協力会社への周知指導 ② 適正な施工体制と安全衛生管理体制の指導と点検 ③ すべての職長・安全衛生責任者の見える化(ヘルメットへの識別標示)による事業者責任遂行の意識向上に向けた指導 ④ 外国人労働者・一人親方の入場資格要件の事前確認と教育強化及び適正配置の指導 ⑤ 「危険な状態では絶対に作業しない・させない」を周知徹底し、作業員の安全確保を最優先にした作業の指導 ⑥ リスクアセスメントを取り入れた作業手順書の作成指導と確認 ⑦ 勝手な作業手順の変更禁止と <b>作業手順変更時</b> の作業再開までのプロセス周知 ⑧ 各次の事業主安全巡回の推進(継続作業では2回/月以上)	① 「 <b>誓約書</b> 」記載内容の理解と遵守及び後次協力会社への周知徹底(「誓約書」は紙ベースで作業所長に提出する) ② <b>施工体制と安全衛生管理体制</b> の確立(法令違反ゼロ) ③ すべての <b>職長・安全衛生責任者</b> の見える化(ヘルメットへの識別標示)による <b>事業者責任遂行</b> の意識向上 ④ <b>外国人労働者・一人親方</b> の入場資格要件の事前確認と教育強化及び適正配置の徹底 ⑤ 「 <b>危険な状態では絶対に作業しない・させない</b> 」を周知徹底し、作業員の安全確保を最優先にした作業の実践 ⑥ リスクアセスメントを取り入れた <b>作業手順書</b> の作成と周知徹底 ⑦ 勝手な作業手順の変更禁止と <b>作業手順変更時</b> の作業再開までのプロセス周知及び遵守 ⑧ 各次の <b>事業主安全巡回</b> の強化	資-1-2 資-1-1 資-1-3 資-1-1 資-1-2 資-2	
	共通	① 5m以上の高所作業に対する作業手順書の作成と現地事前確認を指導 ② 資機材搬入等の準備・片付け作業等を含む作業ステップ毎のリスクアセスメント実施と作業手順への反映の指導 ③ 作業手順変更時の作業中断と作業手順再協議及び内容周知による再開プロセスの指導 ④ 安全施設無断撤去・変更禁止の指導と改変作業終了後即時復旧の確認、「安全施設一時撤去・変更申請書」の作成指導・確認 ⑤ 新規構造規格に適合した墜落制止用器具(安全带)の使用の指導 ⑥ 作業床高さや作業床等の条件に応じた適切な墜落制止用器具(安全带)の選定・使用方法の指導 ⑦ 協力会社に提供する仮設設備の事前確認と使用条件の確実な伝達 ⑧ 「落ちるな・落とすな まず確認！」横断幕の掲示による墜落災害防止の重要性啓蒙	① 5m以上の高所作業に対する作業手順書の作成と現地事前確認及び決定した作業手順の遵守 ② 資機材搬入等の準備・片付け作業等を含む作業ステップ毎のリスクアセスメントを反映させた作業手順書の作成と作業手順の遵守 ③ 作業手順変更時の作業中断と元請との作業手順再協議及び内容周知による再開プロセスの遵守 ④ 安全施設無断撤去・変更禁止の遵守と改変作業終了後即時復旧の徹底、「安全施設一時撤去・変更申請書」の作成・提出 ⑤ 新規構造規格に適合した墜落制止用器具(安全带)の使用の徹底 ⑥ 作業床高さや作業床等の条件に応じた適切な墜落制止用器具(安全带)の選定・適正使用の徹底 ⑦ 使用する仮設設備の事前確認と不具合のある場合、元請への報告と改善後の作業開始の徹底 ⑧ 「落ちるな・落とすな まず確認！」横断幕の主旨理解と墜落災害防止措置の徹底	資-2 資-3 資-4 資-5	
		開口部周辺及び床端部(鉄骨梁・木造構造物・地中梁天端含む)における作業	① 着工時速やかな開口部等の特定と『作業所長方針 墜落防止安全対策』の策定・周知及び工程進捗に合わせた対策の見直し ② 解体・改修工事における墜落危険箇所の事前現地確認、工事の進捗に伴って発生する開口部等の特定と具体的対策の策定 ③ 「墜落・転落災害防止チェックシート」を活用した月例点検と法令違反、社内ルール違反防止の指導	① 『作業所長方針 墜落防止安全対策』の作業手順への反映と遵守、現地KY活動時、床端部や開口部周辺作業の安全対策確認 ② 解体・改修工事における墜落危険箇所の事前現地確認、工事の進捗に伴って発生する開口部等の特定と具体的措置の遵守 ③ 「墜落・転落災害防止チェックシート」に基づいた法令、社内ルールの遵守	資-6 資-7
		可搬式作業台・脚立等での作業	① 統一ポスター「やってはいけない危険な作業」掲示や新規入場者教育、実演指導等による使用ルールの周知 ② 原則、高さに関係なく、手掛かり棒、感知バー、端部感知板付可搬式作業台の使用指導 ③ 作業に適した可搬式作業台の選定と脚立型可搬式作業台の作業所長許可制の指導 ④ 作業床高さ1m以上の天台への手すり設置の徹底と高さ1m未満での注意喚起等墜落防止措置の指導 ⑤ 可搬式作業台、天台等昇降時における「3点支持」の指導 ⑥ 可搬式作業台への啓蒙資料視聴用QRコード設置と啓蒙資料活用の指導 ⑦ 可搬式作業台の不適切使用の見逃し・見過ごしのないよう管理責任者の選任指導と現地確認	① 統一ポスター「やってはいけない危険な作業」や新規入場者教育、実演指導等を活用した使用ルールの遵守 ② 原則、手掛かり棒、感知バー、端部感知板付可搬式作業台の使用と始業前点検の徹底 ③ 作業に適した可搬式作業台の選定と脚立型可搬式作業台の作業所長許可制の遵守 ④ 作業床高さ1m以上の天台への手すり設置の徹底と高さ1m未満での注意喚起等墜落防止措置の徹底 ⑤ 可搬式作業台、天台等昇降時における「3点支持」の遵守 ⑥ 可搬式作業台に設置されたQRコードの読み取り等啓蒙資料活用の徹底 ⑦ 可搬式作業台の不適切使用の見逃し・見過ごしのないよう管理責任者の選任と現地確認の徹底	資-8 資-9
		足場組立(改造)	① 危険作業事前検討会の確実な実施及びリスクアセスメントを反映させた作業計画の策定と関係者への周知 ② 担当社員・職長による足場組立完了後の安全性・機能性の現地確認(点検記録含む) ③ 作業開始前や異常気象後の足場の点検者の指名と点検者名の記録を指導	① 職長の参画による危険作業事前検討会の確実な実施及びリスクアセスメントを反映させた作業手順書の作成と決定事項の遵守 ② 職長と実際に使用する作業員による足場組立完了後の安全性・機能性の現地確認(点検記録含む) ③ 作業開始前や異常気象後の足場の点検者の指名と点検者名の記録の徹底	
		法面(擁壁含む)での作業	① 法肩の手すり・中さん等の墜落防止設備の先行設置の指示と設置状況の確認 ② 法肩に手すり・中さん・巾木が設置できない場合の墜落制止用器具(安全带)取付設備の整備と墜落した場合の救助措置の策定 ③ 法肩部等の墜落防止設備の無断変更禁止の指導	① 法肩の手すり・中さん等の墜落防止設備の先行設置の徹底 ② 法肩に手すり・中さん・巾木が設置できない場合の墜落制止用器具(安全带)使用徹底と墜落した場合の救助措置の周知 ③ 法肩部等の墜落防止設備の無断変更禁止の徹底	

重点管理項目	作業・状況等	重点実施事項		資料
		作業所が実施する事項	協力会社が実施する事項	
1. 墜落・転落災害の防止	法面(擁壁含む)での作業	④ 法面近傍での重機作業に対して、地盤強度の事前確認と走行範囲の限定等を含む作業計画の指導と実施状況の確認 ⑤ 法面・擁壁天端等における作業時・移動時の有効な墜落防止対策の策定と実施状況の確認	④ 法面近傍での重機作業に対して、地盤強度の事前確認と走行範囲の限定等を含む作業計画の策定と作業手順の遵守 ⑤ 法面・擁壁天端等における作業時・移動時の有効な墜落防止対策の遵守と現地確認の徹底	資-10
	鉄骨建方作業	① 危険作業事前検討会でのレギュラー部の抽出と周知会・見直し会での決定内容の確実な伝達と作業手順の合意 ② 仮ボルト以外に控えワイヤや仮設支柱等により仮組みを行う場合、架構成立までの一連の作業手順を指導・周知 ③ 作業手順変更時、作業所長許可制の周知と指導	① 危険作業事前検討会に職長が参画し、レギュラー部の抽出と周知会・見直し会での決定内容の周知、作業手順の遵守と現地確認の上で作業を開始 ② 仮ボルト以外に控えワイヤや仮設支柱等により仮組みを行う場合、架構成立までの一連の作業手順の確認と遵守 ③ 作業手順変更時、作業所長許可制の遵守	
	デッキ敷設等作業	① デッキ敷設未完了部への関係者以外立入禁止の周知とデッキ端部での踏み抜き防止対策の策定 ② 未固定(仮敷き)デッキ上での作業、歩行禁止の指導 ③ 親綱・水平ネット・作業通路・デッキ敷設時の安全施設計画の策定と維持管理の指導 ④ デッキ上への資機材積載計画(補強方法含む)の策定と積載荷重表示の確認 ⑤ 他職種の作業が可能であることの確認と現地表示	① デッキ敷設未完了部への関係者以外立入禁止措置とデッキ端部での踏み抜き防止対策の遵守 ② 未固定(仮敷き)デッキ上での作業、歩行禁止の遵守 ③ 親綱・水平ネット・作業通路等デッキ敷設時の安全施設の設置と維持管理の徹底 ④ デッキ上への資機材積載計画内容と現地状況の事前確認及び積載荷重表示の遵守 ⑤ デッキ敷設完了後の自主検査実施と他職種の作業が可能であることの現地表示の遵守	
2. 建設機械クレーン等災害の防止	共通	① 車輛系建設機械・荷役運搬機械・移動式クレーン(ユニック含む)・高所作業車等の作業計画書作成と作業開始前の関係者への周知の指導 ② 全ての車輛系建設機械・荷役運搬機械に衝突防止措置設置の指導(自動停止・警報ブザー・接触防止バー等) ③ 台風など強風によるタワークレーン倒壊防止対策の策定と関係部門・協力会社との合意、協力体制の確立 ④ クレーン等の安全装置(巻過防止装置等)の改造・無効化禁止の指導 ⑤ 『この機械の運転者は私です』表示による運転者の見える化の指導	① 車輛系建設機械・荷役運搬機械・移動式クレーン(ユニック含む)・高所作業車等の作業計画書作成と作業開始前の関係者への周知徹底、決定事項の遵守 ② 全ての車輛系建設機械・荷役運搬機械に衝突防止措置設置の遵守(自動停止・警報ブザー・接触防止バー等) ③ 台風など強風によるタワークレーン倒壊防止対策を元請・関係各社と合意、協力体制の確立 ④ クレーン等の安全装置(巻過防止装置等)の改造・無効化禁止の遵守 ⑤ 『この機械の運転者は私です』表示による運転者の見える化と安全宣言によるルールの遵守	資-11 資-12
	建設機械等と人の混在作業	① 建設機械等の稼働範囲の作業区画と立入禁止措置の指導(区画設置不可の場合、誘導員配置を指導) ② 法面近傍における重機の転落防止対策策定と下方立入禁止措置の指導 ③ 作業環境に応じたはさまれ・巻き込まれ防止のための工学的・管理的対策の策定と実施の確認	① 建設機械等の稼働範囲の作業区画と立入禁止措置の徹底(区画設置不可の場合、誘導員配置を徹底) ② 法面近傍における重機の転落防止対策と下方立入禁止措置の遵守 ③ 作業環境に応じたはさまれ・巻き込まれ防止のための工学的・管理的対策の遵守	資-13
	移動式クレーンによる作業	① 作業状況に応じた『玉掛け3・3・3+1運動』実践の指導 ② 玉掛用具の状態・玉掛方法・能力等の作業開始前点検と適正使用の指導 ③ 作業範囲内への立入禁止措置と吊荷下の人払い・退避方法の指導(警笛の使用) ④ 作業環境に応じたはさまれ・巻き込まれ防止のための工学的・管理的対策の策定と実施の確認 ⑤ 吊荷が接触や強風によって絶対に落ちない玉掛方法の指導と確認(複数の荷の緊結、カゴ・モッコの使用等)	① 作業状況に応じた『3・3・3+1運動』の実践 ② 玉掛用具の状態・玉掛方法・能力等の作業開始前点検と適正使用の徹底 ③ 作業範囲内への立入禁止措置と吊荷下の人払い・退避方法の遵守(警笛の使用) ④ 作業環境に応じたはさまれ・巻き込まれ防止のための工学的・管理的対策の遵守 ⑤ 吊荷が接触や強風によって絶対に落ちない玉掛方法の徹底(複数の荷の緊結、カゴ・モッコの使用等)	資-14
	移動式クレーンによる作業	⑥ てんかん等一過性意識消失の既往歴のあるオペレータの入場禁止指導 ⑦ ベルトスリングは原則持込禁止であることの周知と作業所長許可による現地・現物確認	⑥ てんかん等一過性意識消失の既往歴のあるオペレータの事前確認と入場禁止の遵守 ⑦ ベルトスリングは原則持込禁止であることの徹底と作業所長許可条件の厳守	資-15
	高所作業車による作業	① 高所作業車の転倒防止対策と資機材の飛来・落下防止対策が反映された作業計画策定の指導 ② デッキや段差部等への進入防止のための工学的対策策定と維持管理の指導	① 高所作業車の転倒防止対策と資機材の飛来・落下防止対策を反映した作業計画書の作成と決定事項の遵守 ② デッキや段差部等への進入防止のための工学的対策の事前確認と現地KYの実践	
	フォークリフトによる作業	① 区画が設けられない場合の誘導者の選任と警笛の使用の指導 ② 1つの荷が100kg以上の積卸し作業やオペレーターに死角が発生する作業における作業指揮者の選任の指導 ③ 荷吊り等の用途外使用禁止の指導 ④ 『フォークリフトを使用する際は』ポスター掲示による遵守事項の指導	① 区画が設けられない場合の誘導者の選任と警笛の使用の徹底 ② 1つの荷が100kg以上の積卸し作業やオペレーターに死角が発生する作業における作業指揮者の選任 ③ 荷吊り等の用途外使用禁止の徹底 ④ 『フォークリフトを使用する際は』ポスターに記載された内容の遵守	資-16
	共通	① 資機材の取り出しやすい配置計画(水平・直角、通路等)と転倒防止対策の指導 ② 作業手順変更時の作業中断と作業手順再協議及び内容周知による再開プロセスの指導	① 資機材等取り出しやすい配置計画(水平・平滑、通路等)と転倒防止対策の遵守 ② 作業手順変更時の作業中断と元請との作業手順再協議及び内容周知による再開プロセスの遵守	資-2
3. 崩壊・倒壊災害の防止	共通			

重点管理項目	作業・状況等	重点実施事項		資料
		作業所が実施する事項	協会社が実施する事項	
3. 崩壊・倒壊災害の防止	共通	③ 全ての支保工についてコンクリート打設前検査の実施と記録	③ 全ての支保工についてコンクリート打設前の点検実施と記録	資-17
	型枠支保工他組立・解体作業	① 法令を遵守した型枠支保工計画図の作成と実施状況の確認 ② 建込中の型枠倒壊防止対策の策定と実施状況の確認 ③ S造・PC造等のデッキプレート無支保工化計画の策定（中間支保工の工事部長許可制）	① 型枠支保工計画の決定事項の遵守とリスクアセスメントを取り入れた作業手順書の作成及び作業手順の遵守 ② 建込中の型枠倒壊防止対策の遵守 ③ S造・PC造等のデッキプレート無支保工化計画に基づいた施工図作成と実施状況の確認	
	地山掘削山止め作業	① 土質調査に基づく地山掘削・山留支保工計画の策定と実施状況の確認 ② 山留・地山等変位の日常点検と管理値に迫った場合の立入禁止措置と避難誘導や補強方法の策定と周知	① 土質調査に基づく地山掘削・山留支保工計画の決定事項の遵守とリスクアセスメントを取り入れた作業手順書の作成及び作業手順の遵守 ② 山留・地山等の日常点検の実施と異変があった場合の速やかな元請への報告及び立入禁止措置の励行	資-13
	建物解体工事	① 事前の現地・現物・現実確認（構造・インフラ・周辺近隣等）による危険箇所を反映した作業計画の策定と協会社との作業手順の合意 ② 作業環境に応じたはさまれ・巻き込まれ防止のための工学的・管理的対策の策定と実施の確認 ③ 「解体工事ノウハウ集」等を活用し「リスク管理シート」による具体的な作業手順の策定と実施状況の確認 ④ 作業所長方針（解体工事編）の作成と内容の周知 ⑤ 「解体工事十二戒」ポスターの掲示によるやっつけはいけない危険な作業の指導 ⑥ 解体工事専門会社独自のスローガン横断幕の掲示による事業者責任の見える化	① 事前の現地・現物・現実確認（構造・インフラ・周辺近隣等）による危険箇所を反映した作業計画書の作成と作業手順の遵守 ② 作業環境に応じたはさまれ・巻き込まれ防止のための工学的・管理的対策の遵守 ③ 「解体工事ノウハウ集」等を活用し「リスク管理シート」による具体的な作業手順の策定と決定事項の遵守 ④ 作業所長方針（解体工事編）の記載内容遵守 ⑤ 「解体工事十二戒」ポスター記載内容の遵守 ⑥ 解体工事専門会社独自のスローガン横断幕の掲示による事業者責任の意識向上	
4. 熱中症健康障害の予防	健康状態確認	① 体調不良者の医療機関への早期搬送の指導（休息・様子見の禁止） ② 法定健康診断の確実な受診と異常所見者へのフォローの継続的な指導 ③ 職長による既往歴・現病歴者の把握と適正配置の指導 ④ 朝食摂取の重要性の周知と健康KYの指導強化 ⑤ 作業に適した保護メガネ・マスク等の着装の指導と実施状況の確認※ゴグル型保護メガネ着装を推奨 ⑥ 「食べる熱中症予防キャンペーン」の積極的推進（5～9月）	① 体調不良者の元請への早期申告の徹底（休息・様子見の禁止） ② 法定健康診断の100%受診と異常所見者へのフォロー及び人員配置や労働時間短縮等の措置励行 ③ 職長による既往歴・現病歴者の把握と適正配置の徹底 ④ 朝食未摂取作業員等の健康KYの活用による個別指導と適正配置の励行 ⑤ 作業に適した保護メガネ・マスク等の着装の徹底※ゴグル型保護メガネを優先選定 ⑥ 「食べる熱中症予防キャンペーン」の趣旨理解と積極的参加（5～9月）	資-19
		① 各安全施工サイクルや災害防止協議会時に労災かくしは犯罪であることの教育の実施と労災かくしを排除する環境の醸成	① 各安全施工サイクルや災害防止協議会時に労災かくしは犯罪であることの教育の実施と労災かくしを排除する環境の醸成	資-20
5. 労災かくしの防止	教育の徹底	① 各安全施工サイクルや災害防止協議会時に労災かくしは犯罪であることの教育の実施と労災かくしを排除する環境の醸成	① 各安全施工サイクルや災害防止協議会時に労災かくしは犯罪であることの教育の実施と労災かくしを排除する環境の醸成	資-21
	災害発生時の報告関係	① 「労災かくしは犯罪です」ポスター掲示と小さなケガでも必ず報告することの指導 ② 「作業員就労及び終了（無災害）報告書」の所属会社毎の記録の指導と災害の有無の確認	① 小さなケガでも必ず報告することの徹底 ② 「作業員就労及び終了（無災害）報告書」の所属会社毎の記録と災害の有無の確認	資-22
6. 公衆災害第三者災害等の防止	物体の飛来落下の防止	① 資機材の取り出しやすい配置計画（水平・直角、通路等）と転倒防止対策の指導 ② 着工時速やかな『作業所長方針 第三者安全対策』の策定と工程進捗に合わせた対策の見直しの実施 ③ 強風等異常気象に対する足場・タワー・仮囲い・ゲート等の倒壊防止対策を事前に策定し気象情報確認による対策の早期実施 ④ 「落ちるな・落とすな まず確認！」横断幕の掲示による落下災害防止の重要性啓蒙	① 資機材等取り出しやすい配置計画（水平・直角、通路等）と転倒防止対策の遵守 ② 『作業所長方針 第三者安全対策』に基づく作業手順への反映と遵守、現地KY活動時、飛来・落下防止対策の確認 ③ 強風等異常気象に対する足場・タワー・仮囲い・ゲート等の倒壊防止対策の遵守と気象情報確認による協力体制の早期対応 ④ 「落ちるな・落とすな まず確認！」横断幕の主旨理解と落下災害防止措置の徹底	資-5
	埋設管、架空線鉄道近接作業等の点検・調査の徹底関係	① 埋設管等の事前調査、手堀り試験調査等による埋設物位置確認と作業手順の策定 ② 架空電線、鉄道近接作業に対する注意喚起表示（見える化）設置と保守管理	① 埋設管等の事前調査、手堀り試験調査等による埋設物位置確認と作業手順の遵守 ② 架空電線、鉄道近接場所に対する注意事項等ルールの遵守（独自判断の禁止）	資-23
7. 重量物取扱いによる災害の防止	共通	① 100kg以上の重量物取扱作業（運搬・揚重・設置等）における危険作業事前検討会の開催と決定事項の周知の指導 ② 台車運搬作業における段差・スロープ・偏心荷重等による荷の崩壊、台車の転倒等防止対策の策定と実施状況の確認 ③ 人力運搬する資機材の重量の把握と一人当たり25kg程度以下の負担に抑える人員配置の指導 ④ 男性が人力で取扱う重量は体重の40%以下の指導（女性は男性の60%）	① 100kg以上の重量物取扱作業（運搬・揚重・設置等）における危険作業事前検討会への職長参画と決定事項の遵守 ② 台車運搬作業における段差・スロープ・偏心荷重等による荷の崩壊、台車の転倒等防止対策の遵守 ③ 人力運搬する資機材の重量の把握と一人当たり25kg程度以下の負担に抑える人員配置の徹底 ④ 男性が人力で取扱う重量は体重の40%以下の遵守（女性は男性の60%）	

## 2024年度 東京支店 安全衛生管理水準向上施策

重点管理項目	作業・状況等	作業所が実施する事項	協会会社が実施する事項	資料
安全衛生 管理体制の 強化	共通	① 「誓約書」の記載内容の周知と事前提出の確認 ② 「施工体制等安全衛生関係書類チェックシート」を使用した点検による安全衛生管理体制の確認 ③ 「施工体制確認票」を使用した点検による各次の職長・安責者の配置の確認 ④ 災害防止協議会等での職長・安責者の職務について継続的な指導の実施	① 「誓約書」事前提出と記載内容の遵守 ② 施工体制等安全衛生関係書類の適時提出と虚偽記載禁止の遵守 ③ 人員変更時の各次の職長・安責者の配置の確認 ④ 自社及び2次・3次協会会社の職長・安責者の責務について継続的な教育の実施	資-24  資-25
	職長・安責者の 適正配置	① 「よく確かめて 現場入場お断り」施工体制確認ポスター掲示と確認の徹底(4次以降は原則入場禁止) ② 職長・安責者資格条件の支店ルール周知と協会会社への指導強化 ③ 作業員就労報告書の所属会社ごとのシート分けと各自の職長・安責者常駐配置の確認 ④ 「職長・安責者教育」修了5年経過者へ「能力向上教育」受講の指導 ⑤ 全ての職長の識別標示(カードホルダー)着装による「見える化」と事業者責務遂行の指導	① 施工体制の最適な計画と重層下請構造の削減による安全性の確保(4次以降は原則入場禁止) ② 職長・安責者資格条件の支店ルール遵守と関連各社への周知徹底 ③ 作業員就労報告書の所属会社ごとのシート分けと各自の職長・安責者常駐配置の遵守 ④ 「職長・安責者教育」修了5年経過者へ「能力向上教育」受講の推進 ⑤ 全ての職長の識別標示(カードホルダー)着装による「見える化」と事業者責務遂行の徹底	資-26  資-27
	外国人労働者 の管理・支援	① 入場届出書類の一週間前迄の提出指導と在留カード・本証による本人確認・不法就労の防止(出入国在留管理庁アプリの活用) ② 作業所長面談による受入れ ③ 日本語理解力に応じたバディ(相棒)制度の周知と確認(カードホルダーによる見える化) ④ ヘルメットへの識別表示による技能実習生の見える化と積極的な声掛け指導(技能実習生;黄色地新規入場シール)	① 法令を遵守した外国人労働者の雇用と配置及び入場届出書類の一週間前迄の提出の遵守(出入国在留管理庁アプリの活用) ② 事業主による雇用面談と雇入通知書の発行 ③ 日本語理解力に応じた継続的な教育と選任バディ(相棒)の配置(カードホルダーによる見える化) ④ 技能実習生のヘルメットへの識別表示による見える化と周囲の支援励行(技能実習生;黄色地新規入場シール)	資-28  資-29  資-30
	一人親方 への 指導・支援	① 「労災保険の特別加入」確認後の入場許可を指導 ② 給与水準に見合った給付基礎日額による労災保険特別加入の指導 ③ スプレッドシート上における支店・作業所間の一人親方就労に関する双方向管理の実施 ④ 一人親方専用新規入場者シール使用による「見える化」の指導(一人親方;緑線新規入場者シール) ⑤ 「職長・安責者教育」(再教育)受講の指導 ⑥ 事前の入場申請書類の1週間前提出の指導	① 「労災保険の特別加入」の指導と確認徹底 ② 給与水準に見合った給付基礎日額による労災保険特別加入の指導と確認及び短期雇用契約等雇用条件の変更 ③ 一人親方就労に関する情報の作業所への早期報告の遵守 ④ ヘルメットへ一人親方専用新規入場者シールを貼付け見える化を励行し周囲の支援を促進(一人親方;緑線新規入場者シール) ⑤ 「職長・安責者教育」(再教育)受講の確認及び推進 ⑥ 事前の入場申請書類の1週間前提出の遵守	資-31  資-30
	未熟練工 への 指導・支援	① 新規入場者教育時等における未熟練工に対する教育強化 ② 経験・技量に合った作業内容とバディ制度等の単独作業をさせない為の適正配置指導 ③ 現地における作業状況の確認指導と声掛けによる激励及び指導	① 雇入れ時教育を含め未熟練工に定期的な教育、KY活動等の強化 ② 経験・技量に合った作業内容とバディ制度等の単独作業をさせない為の適正配置の徹底 ③ 熟練作業員による気配り・目配りのある指導の実践(ホウレンソウのおひたし)	資-32

重点管理項目	作業・状況等	作業所が実施する事項	協力会社が実施する事項	資料
危険感受性の向上	対話と共感による安全意識の高揚	① 作業所長「私の安全宣言」ポスターの作業所内掲示による安全意識の高揚と災害の風化防止 ② 作業所長クラスによる新規入場者教育の実施 ③ 風通しの良い職場形成にむけた作業所長による職長との個別面談 ④ カレンダープロジェクトへの積極的参画 ⑤ 巡視時若手社員帯同による現地OJTの実施	① 作業所長「私の安全宣言」ポスター記載事項の遵守 ② 作業所長の思いを共有した災害防止活動の推進 ③ 風通しの良い職場形成にむけた職長と作業所長との個別面談 ④ カレンダープロジェクトへの積極的参画 —	資-33
	本質安全化の推進	① 安全衛生管理の基本的考え方横断幕の掲示による安全意識の浸透深化の推進 ・『人は必ずミスをする 機械は必ず故障する 人がいなければ災害にならない』 ・『見逃すな危険な行動・危険な状態 危ないと感じたら止める・止めさせる』 ・『ルールを守ればルールに守られる』 ・『整理整頓は安全の母 STOP！転倒災害』 ・『出来ていますか？適正配置』 ② 「危険な状態では絶対に作業しない、させない」支店長方針の周知及び指導 ③ 戸田建設標準集・通達総集編の常備と理解向上（作業所長による社員教育） ④ 用具・工具の持込・使用に対し作業所長許可制の主旨を協力会社へ周知・指導	① 安全衛生管理の基本的考え方を理解し、それぞれの立場で労働災害防止のための具体的な取り組みを実践する ② 「危険な状態では絶対に作業しない、させない」支店長方針の遵守 ③ 戸田建設標準集・通達総集編の理解と自社作業手順への展開 ④ 持込工具、用具等の使用について、作業所長許可制の遵守と事前申請の徹底	
	安全管理の形骸化の徹底排除	① ハンテクニカルスキルの向上にむけたOJTの実施（あいさつ運動、ひと声かけ合い運動、指差確認等） ② 安全朝礼での一人KYによる訓練と服装、保護具、資格証等の点検によるマンネリ化防止 ③ 作業班ごとの小グループでの対話型現地KY活動の実施と「KY自問自答カード」の活用指導 ④ 「忘れるな死亡・重大災害 東京支店・協力会社災害防止重要取組事項」・「東京支店死亡災害」ポスター掲示と災害の記憶風化防止の指導	① ハンテクニカルスキルの向上のため、あいさつ運動、ひと声かけ合い運動、指差確認等の推進 ② 当事者意識を高める朝礼への参加 ③ 作業班ごとの小グループでの対話型現地KY活動の実施と「KY自問自答カード」の活用 ④ 「忘れるな死亡・重大災害 東京支店・協力会社災害防止重要取組事項」・「東京支店死亡災害」ポスター活用による作業員への教育強化	資-34 資-35 資-34 資-36 資-37 資-38
	社員職能毎の安全教育	① 月1回安全衛生テストの受験 ② 若手社員の東京職長会活動への参画 ③ 特別教育等受講による危険有害作業の安全管理の理解向上『○○特別教育』の受講 ④ 外部（建災防）講習会の受講 【統括安全衛生責任者】28歳以上 （再受講 前回受講から10年声超経過者） 【計画屈等作成】26歳以上 【足場点検実務者】4～8年次		
快適職場形成の推進	作業通路整備整理・整頓	① 安全性・生産性を考慮した主要作業通路の計画とタイムリーな表示 ② 作業通路の周知と日常点検・整備を指導 ③ 担当社員による後片付状況の確認	① 作業通路上への資機材等の仮置き禁止の遵守と作業通路上での作業時の迂回措置の徹底 ② 作業開始前の作業通路確認と不具合改善後の作業開始遵守 ③ 後片付は掃き掃除まで徹底し、担当社員の確認を受ける	
	情報の共有化	① 作業所職員と職長の情報の共有化と連絡の迅速化 ② ヘルメット前後の名前表示を随時点検整備し、声掛けしやすい環境を整備 ③ WEBカメラ記録を基に協力会社と協議を行い不安全行動の撲滅を展開 ④ 「ヒヤリボ」の展開によるヒヤリハットの共有・改善	① バットニュース・ファーストを推進し問題の早期解決に向けた情報共有化を徹底 ② ヘルメット前後の名前表示の維持管理と声掛け励行 ③ WEBカメラを意識した緊張感のある作業の実践と不安全行動の撲滅 ④ 「ヒヤリボ」のヒヤリハット情報のKY活動への活用	資-34
	職長会との協働	① 職長会と協働による『挨拶から始める現場の和』活動の推進 ② 職長会と作業所職員の意見交換会開催（1回/月） ③ トイレ・洗面所・休憩所等の計画的整備と維持管理の徹底（原則、毎日清掃）	① 元請との協働による『挨拶から始める現場の和』活動の活性化と行動災害の撲滅 ② 職長会と作業所職員の意見交換会への参画（1回/月） ③ トイレ・洗面所・休憩所等を職長会主導で快適性を向上（原則、毎日清掃）	資-39

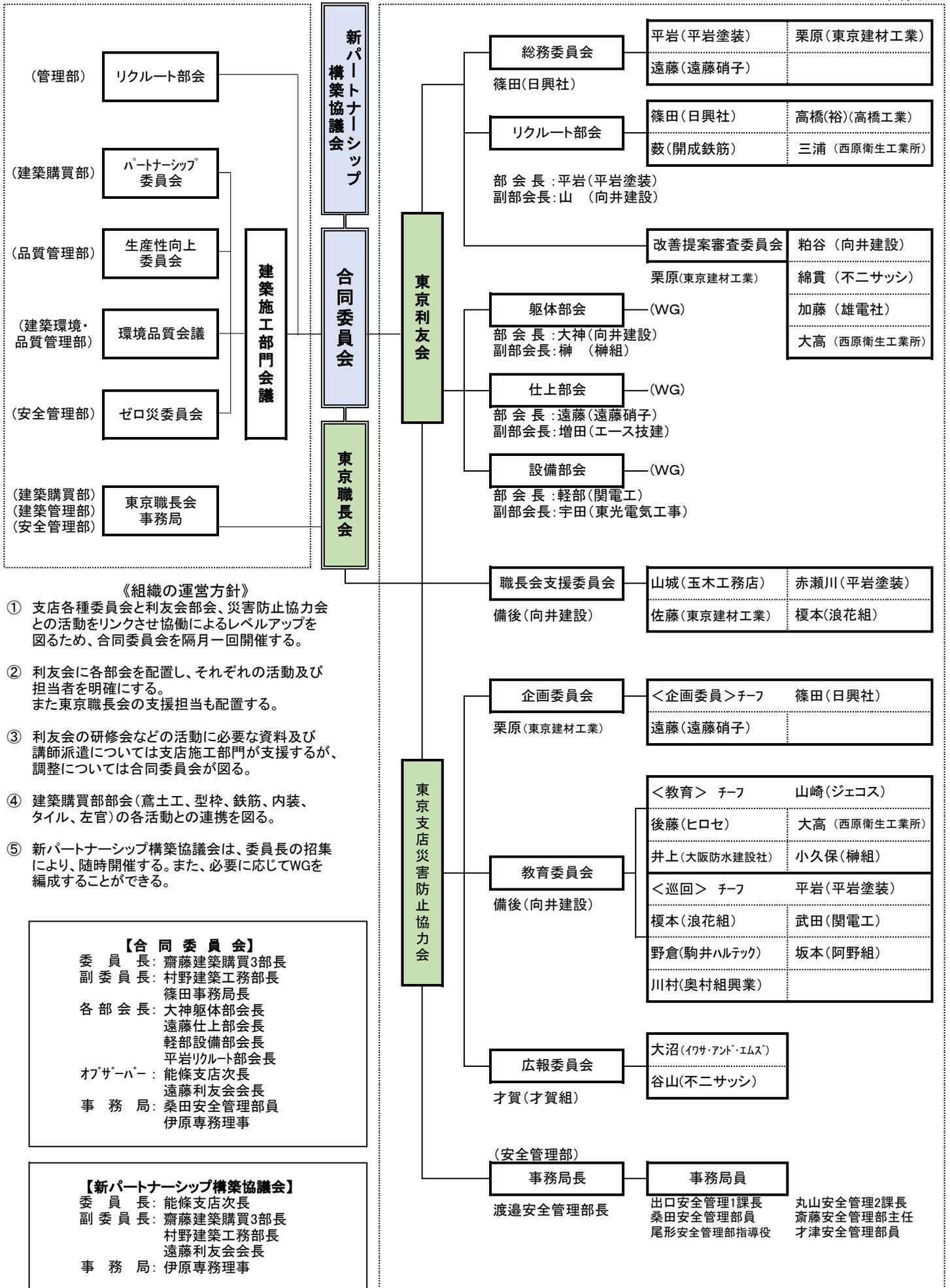
# IV. 2024年度 安全衛生管理計画表

作成 2024年4月15日

		2024年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
企画委員会	安全折戻・定時総会・安研大会 役員会 役員会・三専門委員会	役員会 ○ 5(金)	定時総会 ○ 8(木) 役員会 ○ 8(木)	安全衛生推進大会 ○ 19(水)			三専門役員会 ○ 21(水) 5(木)			役員会 ○ 5(木)	安全折戻 ○ 14(火)		三専門 ○ 3(月)
教育委員会	<教育> 職長・安全衛生責任者教育 職長・安責者能力向上教育			職長・安責者 ○ 17(水)・18(木)			能力向上 ○ 11(水)			能力向上 ○ 12(火)		能力向上 ○ 6(木)	
広報委員会	<協力会巡回> 委員会巡回 巡回報告会・研修会		① 3(月)~21(金) ○ 25(火)			② 8,23(金)~9,6(金) ○ 10(火)			③ 15(金)~29(金) ○ 3(火)		④ 14(金)~28(金) ○ 4(火)		
東京職長会	安全衛生管理計画 災防協記より 災害事例配信(随時)	編集 ○発行 ○発行(Nb.68)	編集 ○発行(Nb.69)	編集 ○発行(Nb.70)	編集 ○発行(Nb.71)	編集 ○発行(Nb.72)	編集 ○発行(Nb.73)	編集 ○発行(Nb.74)	編集 ○発行(Nb.75)	編集 ○発行(Nb.76)	編集 ○発行(Nb.77)	編集 ○発行(Nb.78)	編集 ○発行(Nb.79)
行 事	<東京職長会> (※:必須科目) 総会・意見交換会 研修会(新規、優良技能者)※ 会員交流会(改善提案研修会)※ 現場見学会 建設業労働災害防止協会 中央労働基準監督署 戸田建設 内閣府・経済産業省・総務省 厚生労働省 全国災害防止協力会・利友会	定時総会 ○ 20(月) 研修会(新規、優良技能者) ○ 4(火) 22(土) 29(土) ○ 22(木) 28(木) 5(木) 12(木) 26(木) 1(木) 22(木) 28(木) 5(木) 12(木) 26(木)	意見交換会 ○ 25(水) ○ 22(木) 28(木) 5(木) 12(木) 26(木)	準備期間 1(土)~30(日) 東京支部 安全衛生推進大会 ○ 11(火) 28(金) 安全週間 1(月)~7(日) 中央安全推進大会 ○ 28(金)	準備期間 1(日)~30(月) 中央健康推進大会 ○ 12(木) 衛生週間 1(火)~7(月) 全国大会 (東京) ○ 3(木)~4(金) はさまれ、巻き込まれ撲滅キャンペーン 1(火)~31(木) 交通安全 ○ 21(土)~30(月) 電気使用安全 ○ 1(木)~10(火) 1(木)~31(土)								

# V. 2024年度 利友会・災害防止協力会との各種委員会等との関連図

2024年4月1日



# VI. 2024年度 戸田建設東京利友会 役員一覧(※)

2024年04月01日

No	役 職 名	職 種	会 社 名	代 表 者 名	担 当 者 名
1	会 長	鳶・土	向 井 建 設 (株)	遠 藤 和 彦	←
2	副 会 長	左 官	東 京 建 材 工 業 (株)	栗 原 一 寿	←
3	副 会 長	塗 装	平 岩 塗 装 (株)	平 岩 敏 史	←
4	常 任 理 事 (事 務 局 長)	防 水	(株) 日 興 社	篠 田 秀 樹	←
5	常 任 理 事 (会 計・設 備 部 会 長)	電 気 設 備	(株) 関 電 工	都 瑠 浩 司	軽 部 隆 志
6	常 任 理 事 (会 計・仕 上 部 会 長)	硝 子	遠 藤 硝 子 (株)	遠 藤 俊	←
7	常 任 理 事 ( 軀 体 部 会 長 )	鳶・土	向 井 建 設 (株)	遠 藤 和 彦	大 神 光 司
8	理 事	衛 生・空 調 設 備	(株) 西 原 衛 生 工 業 所	高 橋 静 男	三 浦 慶 太 郎
9	理 事	鳶・土	(株) 才 賀 組	才 賀 孝 司	←
10	理 事	金 属 製 建 具	不 二 サ ッ シ (株)	正 治 忍	太 田 裕 人
11	理 事	金 属 製 建 具	(株) L I X I L	太 田 学	田 中 則 行
12	理 事	山 留	ヒ 口 セ (株)	嶺 辰 彦	戸 村 浩 樹
13	理 事	外 装	奥 村 組 興 業 (株)	奥 村 宣 幸	←
14	理 事	型 枠	(株) 玉 木 工 務 店	菊 池 崇	菊 池 崇
15	理 事	鉄 骨	(株) 駒 井 ハ ル テ ッ ク	中 村 貴 任	駒 井 寛
16	理 事	左 官	(株) 浪 花 組	竹 田 憲 明	←
17	理 事	解 体	(株) 阿 野 組	坂 本 正 二 郎	←
18	監 事	鉄 筋	高 橋 工 業 (株)	高 橋 裕 之 介	←
19	〃		戸 田 建 設 (株) 東 京 支 店	菅 原 千 秋	石 田 英 之

※2024年5月8日(水)定時総会にて行われる役員改選の審議結果による

## VII. 2024年度 東京支店災害防止協力会 役員一覧(※)

2024年04月01日

No	役職名	職 種	会 社 名	代 表 者 名	担 当 者 名	専 門 委 員 名
1	会 長	鳶・土	向 井 建 設 (株)	遠 藤 和 彦	←	備 後 雅 弘
2	副 会 長	左 官	東 京 建 材 工 業 (株)	栗 原 一 寿	←	←
3	副 会 長	塗 装	平 岩 塗 装 (株)	平 岩 敏 史	←	←
4	常 任 理 事 (企 画 担 当)	防 水	(株) 日 興 社	篠 田 秀 樹	←	←
5	常 任 理 事 (会 計 担 当)	左 官	(株) 浪 花 組	竹 田 憲 明	←	榎 本 大 樹
6	常 任 理 事 (会 計 担 当)	硝 子	遠 藤 硝 子 (株)	遠 藤 俊	←	←
7	常 任 理 事 (広 報 担 当)	鳶・土	(株) 才 賀 組	才 賀 孝 司	←	←
8	理 事	電 気 設 備	(株) 関 電 工	都 瑠 浩 司	武 田 司	←
9	理 事	衛 生・空 調 設 備	(株) 西 原 衛 生 工 業 所	高 橋 静 男	大 高 孝	←
10	理 事	山 留	ヒ ロ セ (株)	嶺 辰 彦	戸 村 浩 樹	後 藤 興 治
11	理 事	金 属 製 建 具	不 二 サ ッ シ (株)	正 治 忍	谷 山 聡	←
12	理 事	塗 装	(株) イワサ・アンド・エムズ	増 田 聡 明	小 出 利 夫	大 沼 孝 一
13	理 事	山 留	ジ ェ コ ス (株)	松 井 智 幸	鎌 村 幸 輔	山 崎 務
14	理 事	外 装	奥 村 組 興 業 (株)	奥 村 宣 幸	←	川 村 耕 市
15	理 事	鳶・土	白 岩 工 業 (株)	白 岩 正 樹	白 岩 丈 和	←
16	理 事	解 体	(株) 阿 野 組	坂 本 正 二 郎	←	←
17	理 事	型 枠	(株) 榊 組	榊 仁	←	小 久 保 実
18	理 事	型 枠	(株) 玉 木 工 務 店	菊 池 崇	菊 池 崇	←
19	理 事	解 体	ゼ ク オ ス (株)	八 武 崎 有 弘	←	←
20	理 事	造 園	(株) 大 場 造 園	大 場 二 郎	←	←
21	理 事	内 装	エ ー ス 技 建 (株)	大 野 信 広	増 田 義 直	←
22	監 事	鉄 筋	高 橋 工 業 (株)	高 橋 裕 之 介	←	←
23	監 事	鉄 骨	(株) 駒 井 ハ ル テ ッ ク	中 村 貴 任	駒 井 寛	野 倉 剛 志
24	事 務 局 長		戸 田 建 設 (株) 東 京 支 店 安 全 管 理 部 長		渡 邊 実	

※2024年5月8日(水)定時総会にて行われる役員改選の審議結果による

# VIII. 2024年度 戸田建設東京職長会 顧問・参与・役員一覧

2024年04月01日

戸田建設(株)東京支店

東京利友会  
災害防止協力会

特別顧問

特別参与

No	氏名	役職名
1	菅原千秋	支店長

No	氏名	会社名
1	遠藤和彦	向井建設(株)

顧問

参与

No	氏名	役職名
1	能條浩之	支店次長 (施工)
2	石田英之	支店次長 (管)
3	村野謙一	建築工務部長
4	佐藤啓仁	建築工事1部長
5	平聡嗣	建築工事2部長
6	井熊達也	建築工事3部長
7	増田和典	建築工事4部長
8	石田勲	CS推進部長
9	島村祐史	建築工事技術部長
10	菊池良成	建築環境・品質 管理部部長
11	渡邊実	安全管理部長
12	齋藤考一	建築購買部長
13	長橋剛志	設備部長
14	中村匡志	建築工事 生産設計部長

No	氏名	会社名
1	栗原一寿	東京建材工業(株)
2	平岩敏史	平岩塗装(株)
3	篠田秀樹	(株)日興社
4	遠藤俊	遠藤硝子(株)
5	軽部隆	(株)関電工
6	才賀孝司	(株)才賀組
7	戸村浩樹	七口セ(株)
8	高橋裕之介	高橋工業(株)
9	竹田憲明	(株)浪花組
10	坂本正二郎	(株)阿野組

役 員

No	役 職 名	職 種	会 社 名	担 当 者 名
1	会 長	鳶 ・ 土	向 井 建 設 (株)	永 岡 正 行
2	副 会 長	防 水	(株) 日 興 社	綾 部 真 二
3	〃	金 物	(株) 國 井 工 務 店	菊 地 雅 之
4	幹 事	防 水	(株) マ サ ル	大 森 晴 夫
5	〃	電 気 設 備	(株) 関 電 工	岡 村 友 之
6	会 計	左 官	(株) 小 野 創 建 工 業	高 橋 徹
7	監 査	内 装	鉦 工 産 業 (株)	市 來 圭 介
8	監 査	防 水	(株) 日 興 社	篠 田 秀 樹
9	事 務 局 長	—	戸 田 建 設 協 力 会 社 局 戸 合 同 事 務 局	伊 原 廣 和
10	事 務 局 員	元 請	戸 田 建 設 (株) 東 京 支 店 部 戸 建 築 管 理	村 野 謙 一
11	〃	〃	戸 田 建 設 (株) 東 京 支 店 部 戸 建 築 工 事	尾 河 浩 明
12	〃	〃	戸 田 建 設 (株) 東 京 支 店 部 戸 建 築 工 事	江 口 裕 章
13	〃	〃	戸 田 建 設 (株) 東 京 支 店 部 戸 安 全 管 理	丸 山 路 夫
14	〃	〃	戸 田 建 設 (株) 東 京 支 店 部 戸 安 全 管 理	出 口 淳
15	〃	〃	戸 田 建 設 (株) 東 京 支 店 部 戸 建 築 管 理	阿 部 寿 一
16	〃	〃	戸 田 建 設 (株) 東 京 支 店 部 戸 建 築 管 理	磯 山 晃 広
17	会 計	〃	戸 田 建 設 (株) 東 京 支 店 部 戸 建 築 購 買 3	服 部 隆 史

支 援 委 員

1	支 援 委 員 長	鳶 ・ 土	向 井 建 設 (株)	備 後 雅 弘
2	支 援 委 員	型 枠	(株) 玉 木 工 務 店	山 城 裕 児
3	〃	左 官	東 京 建 材 工 業 (株)	佐 藤 信 也
4	〃	塗 装	平 岩 塗 装 (株)	赤 瀬 川 孝 政
5	〃	左 官	(株) 浪 花 組	榎 本 大 樹

## Ⅸ. 補足資料

### 《東京支店重点管理項目》

#### 事業者責任遂行の推進

- 1) 事業者責任・施工体制(外国人労働者の管理・支援) 資- 1-1
- 2) 施工体制(一人親方の管理・支援)・誓約書 資- 1-2
- 3) 全ての職長・安全衛生責任者の見える化 資- 1-3

#### 1. 墜落・転落災害の防止

- 1) 勝手に作業手順を変更しない 資- 2
- 2) 安全施設一時撤去・変更申請書／許可証 資- 3
- 3) 安全帯を適切に使用しましょう 資- 4
- 4) 落ちるな・落とすな 資- 5
- 5) 『作業所長方針 墜落防止安全対策』 資- 6
- 6) 墜落・転落災害防止チェックシート 資- 7
- 7) 脚立型可搬式作業台の使用は所長許可制です 資- 8
- 8) 可搬式作業台は適切に昇降しましょう 資- 9
- 9) 類似災害防止対策一覧表 資- 10

#### 2. 建設機械・クレーン等災害の防止

- 1) 建設機械・クレーン等災害の防止(1) 資- 11
- 2) 建設機械・クレーン等災害の防止(2) 資- 12
- 3) 災害撲滅キャンペーン 資- 13
- 4) 玉掛け3・3・3プラス1運動 資- 14
- 5) 作業所長許可制の用具等 資- 15
- 6) フォークリフトを使用する際は 資- 16

#### 3. 崩壊・倒壊災害の防止

- 1) S造デッキプレートの崩壊防止 資- 17
- 2) 解体工事十二戒 『やってはいけない危険な作業』 資- 18

#### 4. 熱中症・健康障害の予防

- 1) 災害が先か？私病が先か？ 資- 19
- 2) 5月～9月は熱中症多発期間 資- 20

#### 5. 労災かくしの防止

- 1) 小さなけがでも必ず報告 「労災かくし」は犯罪です 資- 21
- 2) 就労報告書は所属会社の職長さんが記入 資- 22

#### 6. 公衆災害・第三者災害等の防止

- 1) 忘れるな！！ 死亡・重大災害 資- 35

#### 7. 重量物取扱い作業による災害防止

- 1) 重量物は危険物 資- 23

《東京支店安全衛生管理水準向上施策》

I. 安全衛生管理体制の強化

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| 1) 労務安全書類提出一覧表(誓約書)        | 資- 24 |
| 2) 施工体制確認票                 | 資- 25 |
| 3) よく確かめて現場入場お断り           | 資- 26 |
| 4) 職長さん不在では働きません           | 資- 27 |
| 5) 外国人を現場で就労させるには          | 資- 28 |
| 6) 外国人技能実習生バディ制度           | 資- 29 |
| 7) 新規入場者シールで作業員さんの見える化を図ろう | 資- 30 |
| 8) 一人親方の皆様へ                | 資- 31 |
| 9) 未熟練工・技能実習生の皆様           | 資- 32 |

II. 危険感受性の向上

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| 1) 作業所長『私の安全宣言』            | 資- 33 |
| 2) ヒューマンエラー防止三運動           | 資- 34 |
| 3) レッグカバーではこういう怪我は防げません    | 資- 35 |
| 4) 作業の前には必ず一人KY(KY自問自答カード) | 資- 36 |
| 5) 忘れるな死亡・重大災害             | 資- 37 |
| 6) 東京支店死亡災害                | 資- 38 |

III. 快適職場の形成の推進

- |                |       |
|----------------|-------|
| 1) 安全の心 8つの『あ』 | 資- 39 |
|----------------|-------|

《2024年度職長・安全衛生責任者教育の開催について》 資- 40

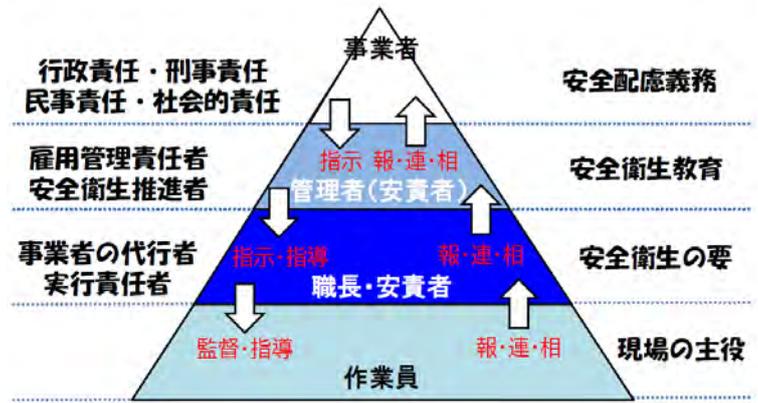
《よろず相談受付》 資- 41

## 事業者責任遂行の推進

### ■事業者責任

それぞれの会社が、自社で雇用している作業員の安全衛生管理を自らの「事業者責任」として行い、職場における労働者の安全と健康を確保しなければなりません。

事業者は、工事現場において法令で定められた危険防止措置を実施しなければなりません。自ら実施できない場合は職長を事業者の代行者として配置しなければなりません。したがって、職長には工事現場の危険防止措置の実行義務者、即ち事業者責任の「行為者」としての義務が課されています。



店社における安全衛生管理体制(例)

法律上必要な措置義務を負う者 = **事業者**  
(事業者の措置義務を実行するのは社長、社長は部下に権限と責任をゆだねる)



事業者の権限と責任の委譲  
(中小建設業特別教育協会)

ゆだねられた「権限」にともない「責任」が発生し、場合によっては事業者はもちろん、行為者として職長などにも罰則が適用されることがある

### ■施工体制 (安全衛生管理体制)

安全の入り口である安全衛生管理体制は、建設現場における事故・災害防止を図る上で最も重要な要素になります。職長・安全衛生責任者は現場で自社の作業員に直接指揮を執り、元請や関係請負人との連絡調整を実践するキーマンですが、危険有害業務等災害が発生しやすい作業を行う場合には、作業主任者や有資格者の配置が法令で定められています。

近年は労働力不足に伴い、外国人労働者が急増しています。また、労働力確保や経費削減のため、専属的に作業員を使用するなどの偽装一人親方が社会問題になっています。さらに、建設作業員の高齢化も業界の深刻な問題になっています。これらの作業員は災害発生率が一般の作業員より高く、より一層の適正配置と管理強化が求められます。

### ●外国人労働者の管理・支援 (概要)

- ①在留カードをアプリで偽変造をチェック
- ②入場予定1週間以上前に必要書類を作業所に提出

(在留資格により以下のいずれかで申請)

- ・外国人建設就労者建設現場入場届出書
- ・外国人技能実習生建設現場入場許可申請書
- ・外国人労働者就労届

※永住者、定住者等で「就労制限なし」の外国人  
で一人親方の場合は、関係書類の提出が必要

- ③入場要件可否の確認

- ④送り出し教育の実施

- ⑤日本語理解度テストの実施

- ⑥新規入場者教育

- ⑦作業所長面談

- ⑧日本語理解度の低い作業員にバディ選任と標示

Mметにバディの  
見える化標示⇒

サポートページ

在留カード等読取アプリケーション

公開日 2020年12月25日

対応OS Windows, macOS, Android, iOS

無料で利用できます

このアプリケーションはICチップの情報を表示します

出入国在留管理庁

偽造在留カード(例)

わたしのバディは

さんです!

わたしはひとりではさびしくありません

戸田建設

技能実習生用

わたしのバディは

さんです!

あなたにひとりではさびしくありません

戸田建設

指導者用

●一人親方の管理・支援

一人親方の処遇改善および偽装請負防止のため、次の優先順位での対応が求められます。

- 1) 労働者の働き方に近い一人親方の雇用（従業員化）
- 2) 常用契約（一日●円）で日当を受け取っている一人親方の有期（短期）雇用
- 3) 一人親方の労災保険特別加入と給与水準に見合った金額または、給付基礎日額10,000円以上の選定を指導（給付基礎日額；原則として労働基準法の平均賃金に相当する額）
- 4) 請負契約の締結（一式や日給月給的金額算出は不可）
- 5) 職長・安全衛生責任者教育及び5年以内毎の能力向上教育（再教育）の受講指導
- 6) 建設キャリアアップシステム（CCUS）への登録指導

※CCUS申請中の場合は入場可能ですが、申請中を証明する帳票を提出してください。

(建設労働者用；常用、有期雇用型)

**建設労働者用  
常用、有期雇用型**

**契約期間の  
定めあり(有期)**

<p>あなたを次の条件で雇い入れます。</p> <p>契約期間 期間の定めなし、期間の定めあり(年 月 日～年 月 日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 【自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他( )】 2 契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他( )</p> <p>【有期雇用特別措置法による特例の対応】 更新期間が経過しない期間：Ⅰ(更新期間)・Ⅱ(定年後の更新等) Ⅰ 特定有期雇用の開始から定了までの期間(年 月 日～年 月 日) Ⅱ 定年後に続いて雇用されている期間</p>	
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時	1 始業(時 分) 終業(時 分) (1) 始業(時 分) 終業(時 分)

労働条件通知書(有期雇用型)

●●● 御中

このたびは建設キャリアアップシステムをご利用いただきありがとうございます。以下の申請番号にてお手続きを承りました。なお、お問い合わせの際、申請番号をお尋ねすることがございますので、このメールは大切に保存してください。

【申請番号】  
90000001663961

【技能者氏名】  
田中 洋介

【日付】  
2019/06/17

-----  
※本メールには個人情報が含まれています。取り扱いにはご注意ください。  
※このメールは送信専用のため、このメールから返信いただいても回答できません。  
※このメールに当たらない場合は、お手数ですが破棄してください。

【問い合わせ先】

建設キャリアアップシステム お問い合わせセンター  
TEL : 03-6386-3725  
E-mail : otolawase@mail.ccus.jp  
受付時間：9時～17時 ※土・日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

一般財団法人建設業振興基金

CCUS申請受付メール(例)

■誓約書

新規作業所の乗り込み前に、安全衛生関係書類をBuildee上に登録しますが、その鑑である「誓約書」については、本書に社印を押印して、然るべき立場の方が作業所長に提出してください。ここに記載の内容を2次、3次会社等も含めた関係者全員が理解、遵守することで、法令や支店ルール及びコンプライアンス等の違反防止を徹底し事故・災害防止につながります。

**誓 約 書**

戸田建設株式会社  
安全第一ビル新築工事

作業所長 斎藤 工事 殿

〒108-0023  
住 所 港区芝浦3-9-1 芝浦村社107-

会 社 名 有限会社 才津組

代表者氏名 才津 彩弥

TEL ●● - ●●● - ●●●●  
FAX ●● - ●●● - ●●●●

この度、貴社より受注しました当工事の施工にあたり、下記の事項を遵守することを誓約致します。

記

1. 労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令、及び貴社で定める安全衛生管理規則等の安全衛生基準に則り、貴作業所における安全衛生管理に自主的、積極的に取り組み、忠実に遵守致します。
2. 建設業法、労働者派遣法、その他関係法令を遵守し、法違反は絶対にいたしません。
3. 道路交通法、道路法、道路運送車両法、貨物自動車運送事業法、ダンプ規制法等を遵守し、違反車両(過積載、排ガス規制、白トラ等)は絶対に使用いたしません。
4. 外国人の不法就労者を絶対に使用いたしません。(出入国管理及び難民認定法)
5. 暴力団関係者を絶対に使用いたしません。(暴力団対策法)
6. 万が一、賃金不払い等の問題が生じた場合には、責任を持って対処いたします。
7. 貴社の作業所において知りえた個人情報等は、いかなる第三者に対しても開示・漏洩、いたしません。
8. 年少者・高齢者・高血圧者の就業制限業務を理解し、それを遵守して配置します。
9. 労働災害、作業所退勤時の交通事故等が発生した場合、災害・事故等の大小にかかわらず、作業所へ直ちに通報いたします。
10. 当社の関係下請負人会社にも、上記事項の指導を徹底し、遵守させます。
11. 提出書類の記載内容について、相違ないことを誓約致します。

**法令の遵守**

労働基準法・労働安全衛生法  
建設業法・労働者派遣法  
道路交通法・ダンプ規制法  
出入国管理及び難民認定法  
暴力団対策法等

**情報漏洩防止**

**関係下請負人への指導と遵守**

**虚偽記載しないことの誓約**

**労災かくし防止**

## 全ての職長・安全衛生責任者の見える化

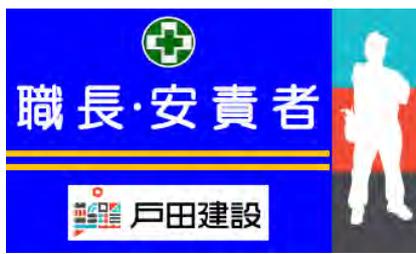
作業員が就労している作業所においては、1次、2次、3次会社の如何を問わず、作業員の所属する職長・安全衛生責任者を選任し、常駐しなければなりません。全ての職長・安全衛生責任者の「見える化」により、事業者責任の「行為者」としての職務遂行の自覚を促し、それぞれの会社の職長・安全衛生責任者が、自社の作業員の健康と安全を確保することで、災害防止強化を図りま

### ■『見える化』実施要領

	次数	着用条件(①かつ②を着用する)	
		①青ヘルメット	②識別標示(カードホルダー)
職長・安責者	1次協力会社	原則、職長ヘルメットを着用する (スポット又は短期間の場合を除く)	必須
	2次協力会社	ほぼ常駐する場合 解体工事・設備工事・改修工事等 (スポット又は短期間の場合を除く)	
	3次協力会社		
	4次協力会社		



1次会社職長用



2次会社職長用



3次会社職長用



4次会社職長用



識別標示着用例



職長ヘルメット(青All)

※ 詰所等で加工図、加工帳を作成している型枠大工や鉄筋工等、作業員を直接指揮(監視)していない者は、職長の職務を果たせないため、職長・安全衛生責任者には選任しない。

※ 作業員就労及び終了報告書に記載の職長と『見える化』により識別した者が同一か確認する。

※ 職長が不在になる場合は、資格要件を確認して代理を予め選任し、代理職長に同様の『見える化』と就労報告書への明記を行う。(職長不在のままでの作業は絶対に行わせない。)

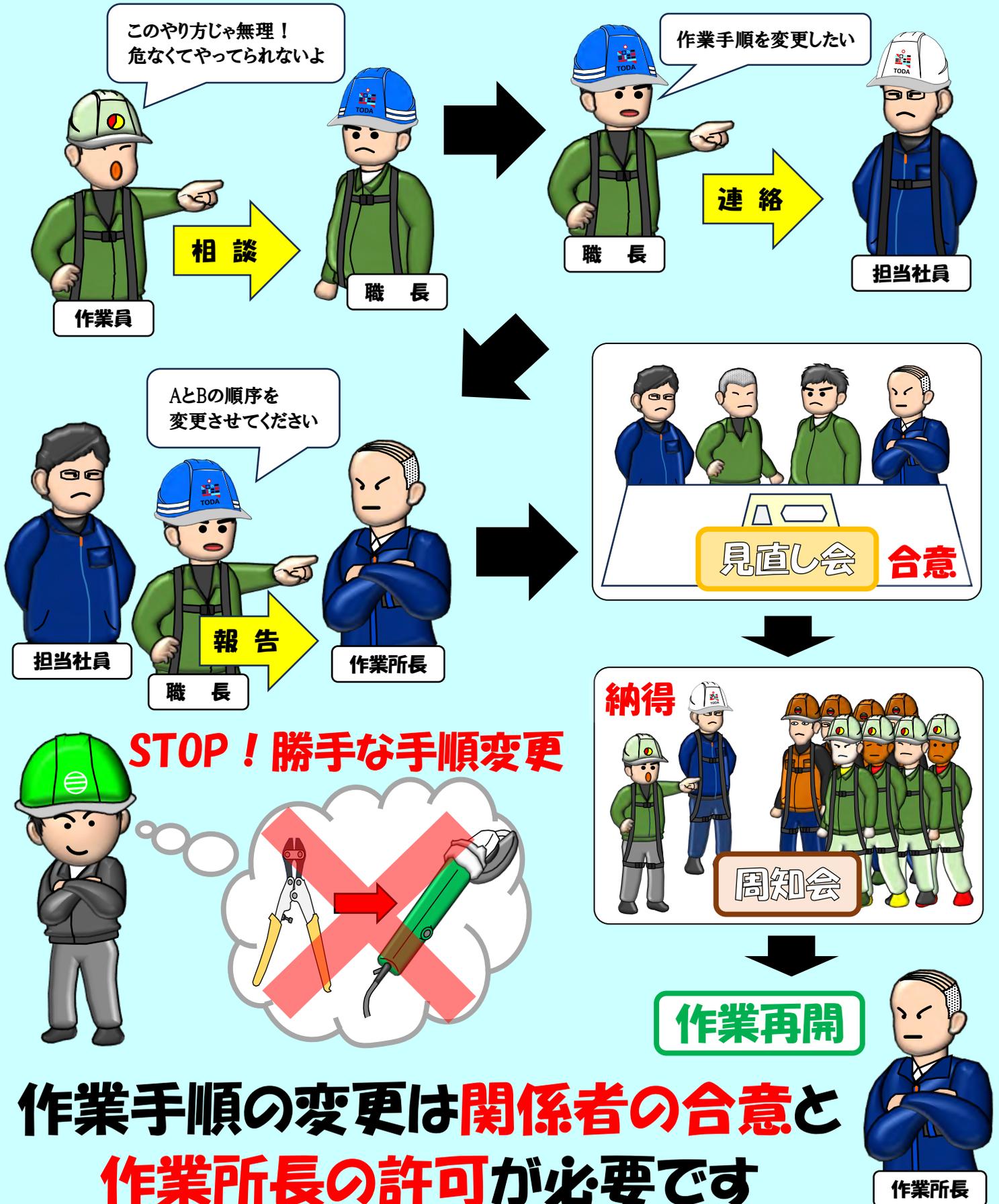
※ 4次以上の協力会社の採用は、安全衛生管理上の観点から、止むを得ない場合を除き、極力行わない。

#### 【止むを得ない場合の例】

- ・通常1次で契約する会社の上位に商社や代理店等が施工体制に入る場合
- ・取引実績がない発注者の指定会社を採用せざるを得ない場合において、1次会社は取引実績のある会社とし、2次に当該会社を入れる場合
- ・設備工事において2次会社として代理店等が施工体制に入る場合

# 勝手に作業手順を変更しない！

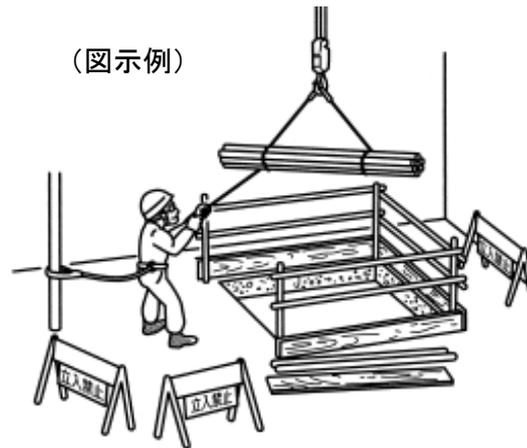
今の作業手順に不具合がでたら、**まず作業中断**



## 安全施設一時撤去・変更申請書／許可証

作業所名： \_\_\_\_\_ 申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( )

協力会社名(1次)		申請者(職長・安責者名)	
申請事由	<input type="checkbox"/> 一時撤去 <input type="checkbox"/> 変更	携帯電話番号	
作業月日	_____ 月 _____ 日 ( )		
施設(場所)	( _____ 工区 _____ 階 _____ 通り)		
対象部材	<input type="checkbox"/> 手摺 <input type="checkbox"/> ブレース <input type="checkbox"/> 幅木 <input type="checkbox"/> 布板 <input type="checkbox"/> 足場板 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> タラップ <input type="checkbox"/> 水平ネット <input type="checkbox"/> 垂直ネット <input type="checkbox"/> メッシュシート <input type="checkbox"/> 被覆ワイヤー <input type="checkbox"/> 親綱 <input type="checkbox"/> その他( )		
変更理由 (作業内容)			

作業方法 (図示等)	(図示例) 
---------------	--

【安全対策】	<input type="checkbox"/> 立入禁止措置	<input type="checkbox"/> 親綱設置+安全帯使用	<input type="checkbox"/> 安全ブロック+安全帯使用
	<input type="checkbox"/> 水平ネットの設置	<input type="checkbox"/> 監視人の配置	<input type="checkbox"/> 注意喚起表示
	<input type="checkbox"/> その他( )		

<b>許可証</b>
【追加許可条件】
以上許可します _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( )
作業所長名 _____ (印)

確認欄	上記作業後の復旧・整備を確認しました _____ 月 _____ 日 ( ) :	(職員名)
-----	---	-------

**<許可条件>**

- ・作業前日の連絡調整会議で他職と作業間調整を行い、申請書を提出し許可を受けること。
- ・許可を受けた職長は、許可証を申請場所の近くの確認し易い場所に掲示すること。
- ・当該作業終了後、直ちに安全施設を復旧すること。休憩等で作業中断する場合は墜落防止及び立入禁止措置を行うこと。
- ・一時撤去・変更の必要が無くなったり、安全施設を復旧した時点ですぐに職員に報告を行うこと。

**<フローチャート>** 連絡調整⇒申請⇒許可⇒掲示⇒立入禁止措置(表示共)⇒一時撤去・変更⇒当該作業⇒復旧・整備⇒職員確認⇒立入禁止措置解除⇒掲示撤去⇒申請書保管

# 安全帯を適切に使用しましょう

フルハーネス型安全帯はフックを掛ける《高さ》で  
適合するショックアブソーバが異なります

腰より高いところ

腰より低い足元等



第1種; 4kN以下

第2種; 6kN以下

※負担できる衝撃荷重が違います

ショックアブソーバ

フルハーネス型安全帯ランヤード

新構造規格適合マーク

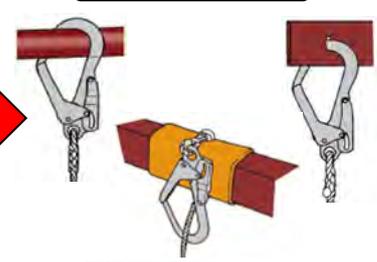
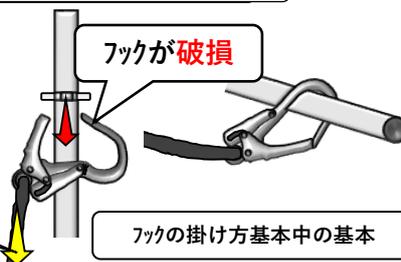
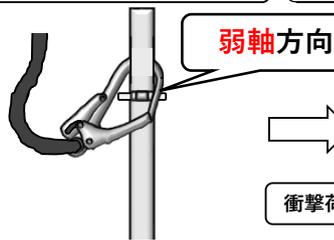


## 自前のショックアブソーバを確認しましょう

建地上部からフックを掛ける

墜落の衝撃でフックが破損、床まで墜落

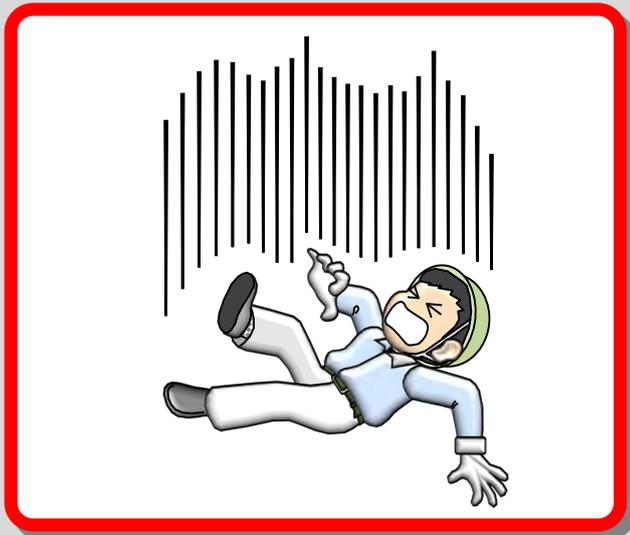
フックの正しい掛け方



安全帯のフックは掛け方次第で安全ではなくなる!!

落ちるな!!

落とすな!!



落ちるな!!



落ちるな!!



落とすな!!

危険な状態では絶対に作業を  
しない・させない



落ちるな!



落とすな!

まず  
確認





点検者	点検日	工事長確認日

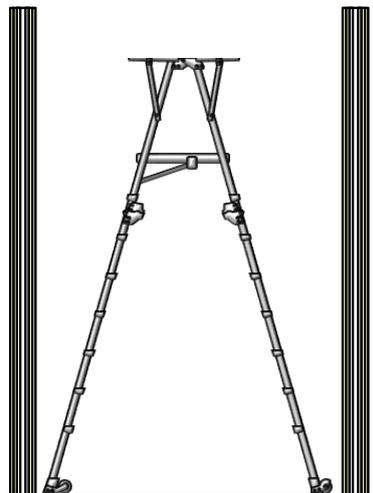
※月中(毎月15日前後)に作業所長または作業所職員がチェックシートに基づき点検を実施する。

※担当工事長(直轄工事部長)は次月の月初に確認日を入力する。

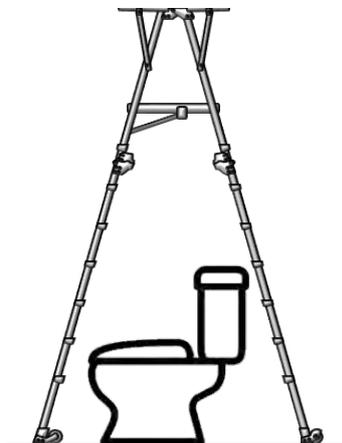
点検内容	良否	指摘場所	是正確認日
	○×-		
<b>■ 共通事項</b>			
墜落・転落災害防止対策の優先順位が理解されているか ①本質安全化⇒②工学的対策⇒③管理的対策⇒④個人用保護具の使用			
全ての高所作業においてRAを取り入れた作業手順書が作成され、決められた手順を関係者全員に周知し、随時、作業状況の確認と見直しが行われているか			
2m未満の低所においても、墜落のおそれのある作業については作業手順を策定し、作業床を設置しているか(鷹工含め、単管等を足掛かりにしているか)			
作業手順を変更するときや手順と違う作業を認めるとき、またはトラブルが生じたときは、一旦作業を中断させ、再度手順を協議～合意～周知した上で、作業を再開させているか			
墜落制止用器具使用義務対象作業では適切な二丁掛安全帯を使用しているか(高さ5m以上ではフルハーネス/二丁掛けフックの掛替時、無胴網状態になっていないか)			
「安全施設一時撤去・変更申請書/許可証」は適切に運用されているか(作業間連絡調整)			
<b>法令 ① 開口部周辺作業及び床端部における作業</b>			
則544 手すりの無い床開口部は鋼製養生蓋が設置され、注意喚起の表示がされているか(養生蓋のかかり代は50以上、「開口部注意」「重量」「2人で取り扱う」等の表示)			
則544 床スリーブは適切に養生されているか(φ300以下-コンパネ、鉄板t3.2、FRP等)			
則519 開口部廻りの手すりに法違反はないか(h900以上・中棧h350～500・あき450以下)			
則519 外周床端部からの墜落防止対策は工程ごとに策定され、適切に安全設備が設置されているか			
則519 工区境からの墜落防止対策が策定され、そのルールが周知徹底されているか			
則526 ピット深さ2m以上の開口廻りには手すり、梯子、安全ブロック、表示等が設置されているか			
則653 テッキの踏み抜きによる墜落災害防止対策や作業手順が策定され、確実に実施されているか			
則653 EVシャフト等開口養生仮テッキ上への高所作業車乗入れ防止は工学的対策になっているか			
則537 テッキ上への資機材の積載ルールの策定と周知が徹底され、現地の積載荷重表示があるか			
- S造・PC造等のテッキは無支保工で計画されているか(中間支保工は建築工事部長の許可制)			
- 荷台からの墜落防止措置(昇降階段・親綱等)が設置されているか(可搬式作業台での昇降禁止)			
<b>② 可搬式作業台・移動式足場等での作業</b>			
則638 新規入場者教育時に可搬式作業台の使用ルールを指導・記録しているか。また、各作業所の実情に合わせた頻度で実演指導を実施しているか			
法29 脚立型可搬式作業台、脚立、高さ2m以上の可搬式作業台、持込み可搬式作業台について、「使用許可申請書/許可証」が適切に運用され、許可条件を遵守した作業が行われているか			
- 片側直角タイプの可搬式作業台について、直角側に感知バーや注意喚起表示等、昇降禁止措置を講じているか			
(法21) (則563) 作業床高さ1m以上の天井用移動式作業台(天台)の端部には、手すり、感知柵、感知バー等を設置しているか(低所からの墜落でも重症化する/1メートルは一命取る)			
- 作業床高さ1m未満の天井用移動式作業台(天台)の端部には、注意喚起のテープ等を設置しているか			
則194-9 高所作業車の作業計画が策定され、計画書に基づく作業状況を確認しているか(段差等による転倒防止、作業中の落下物による災害防止、移動・上昇中の挟まれ防止等の措置)			
<b>③ 足場上における作業</b>			
則567 足場を使用する者は、作業開始前に部材の脱落や暴れ等の不備を点検し、不具合を是正した後に作業を開始しているか(足場点検者名の記録共)			
則540 地中梁鉄筋上の歩行ルールが守られているか(通路幅400以上、OKマット結束、親綱等)			
<b>④ 足場組立(改造)・解体作業</b>			
則567 足場の組立後、異常気象(暴風・強風・大雨・大雪・地震)後の点検を実施・記録しているか			
法24 昇降施設はスハース上の制約がない限り階段で計画されているか(原則、タラップ禁止)			
則519 ブラケット足場・単管抱き足場では全段親綱+「ここでは安全帯を使用せよ」等の表示が実施されているか			
則519 作業床と外壁等の隙間が30cm超の場合は防網等の墜落防止設備が全層に設置されているか(各階に設置の場合、上下作業禁止、地上で立入禁止措置を講じているか)			
<b>⑤ 屋根・トップライト周りでの作業</b>			
則519 墜落防止対策(手すり・囲い・防網等)の策定と実施状況の確認は行われているか			

# 作業床の狭い 脚立型可搬式作業台使用は 作業所長の許可制です!!

許可を受けた狭い場所  
(設備シャフトやWC等)  
以外での使用は**禁止**です!!



狭い場所



機器の上



開閉ロックが解しやすい  
こちらのタイプを  
使用しましょう

作業床が狭い可搬式作業台は  
バランスを崩しやすく安定性も悪いので  
広い場所での使用は**許しません!!**



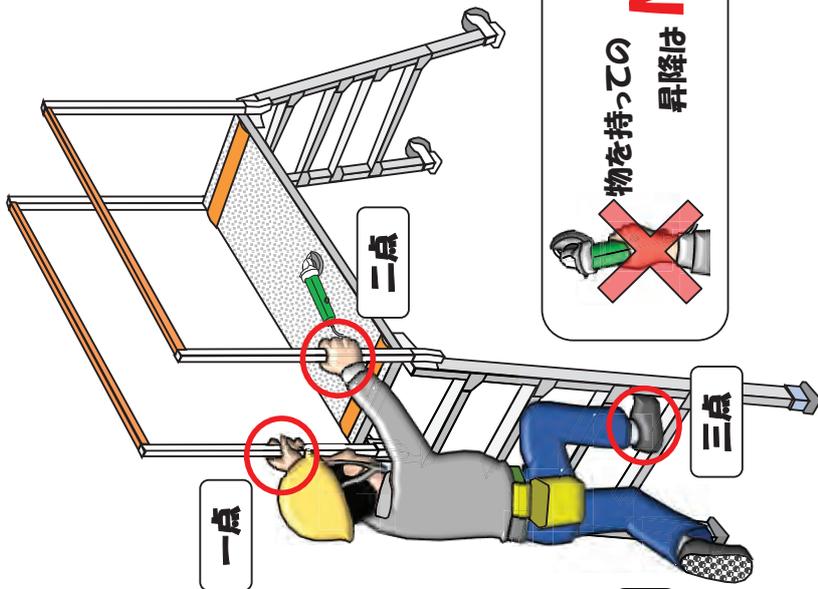
感知枠  
360° タイプ



# 可搬式作業台は適切に昇降しましょう!!

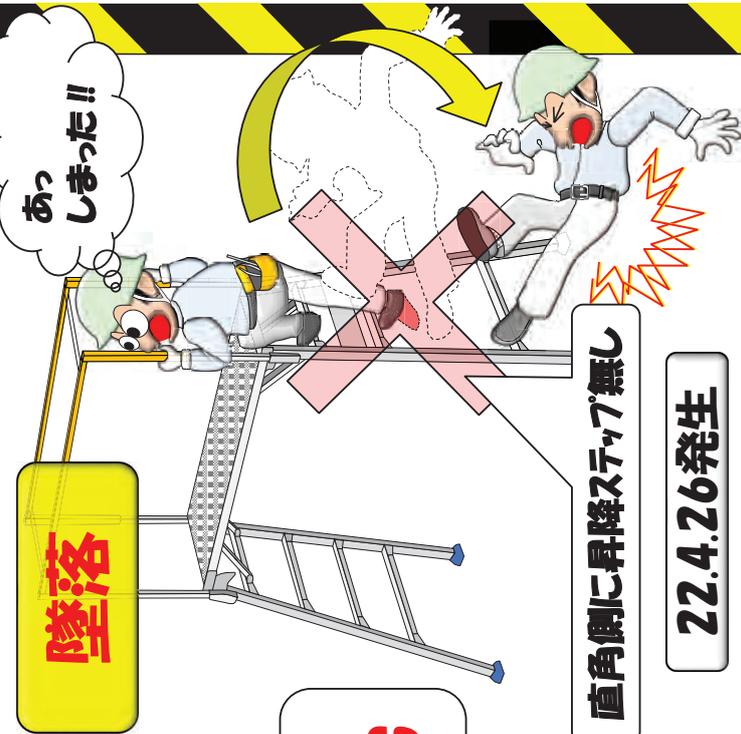
天板に背を向けての  
**昇降禁止**

直角タイプは  
**片側昇降**



**墜落**

22.9.3発生



直角側に昇降ステップ無し

22.4.26発生

昇降する時は  
**三点支持**

※直角側からは降りられません



## 類似災害防止対策一覧表（チェックリスト）

東京 支店

### ■ 屋根上での作業に対する類似災害防止対策（2022年5月19日の災害により策定）

No.	建・土	支店ルール 決定日	類似災害防止対策（支店ルール）	確認者	該当	確認日
1	建	2022年5月20日	屋根上での作業は、新築・リニューアル・CSI事にかかわらず作業計画書または作業手順書を作成する			
2	建	2022年5月20日	屋根上での作業において、屋根材やトップライト等踏み抜きの可能性がある場合は、幅30cm以上の作業床を設置する			

### ■ 鉄骨建方作業に対する類似災害防止対策（2023年5月29日の災害により策定）

No.	建・土	支店ルール 決定日	類似災害防止対策（支店ルール）	確認者	該当	確認日
1	建	2023年11月30日	地組した庇下地鉄骨とこれに取合う鉄骨のように、架構が複雑な部位については、危険作業事前検討会及び周知会で関係者全員が作業手順について合意し、現地を確認した上で作業を開始する			
2	建	2023年11月30日	庇下地鉄骨の架構を構成する全ての接合が完了する前に控えワイヤを外す（もしくは緊張を緩める）場合や、仮支柱等を撤去する場合など事前に決定した手順では作業が進められない場合は、作業を一旦中断する			
3	建	2023年11月30日	作業手順の変更は、元請社員・職長（作業主任者）と協議し、変更後の作業手順について作業所長の許可を得る。決定した作業手順について、現地にて関係者全員で周知会を実施してから作業を再開する			

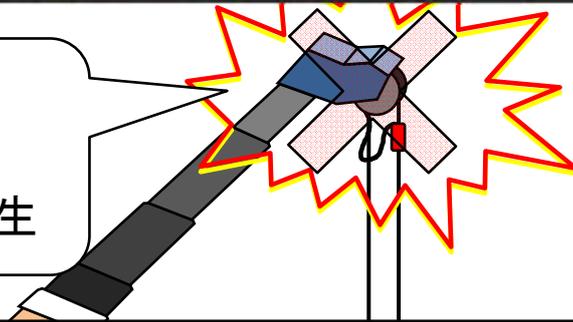
※本一覧表は、朝礼看板に掲示し、該当作業の開始日等、適宜作業員に周知する

※本一覧表に記載の内容は、各種巡回の際に遵守されているか確認し、「確認者」、「該当の有無」および「確認日」を記載する

# 建設機械・クレーン災害の防止

## 作業計画書の無い作業は禁止！

巻過装置の改造禁止  
2018.4.3  
マイクロラのワイヤ切断事故発生

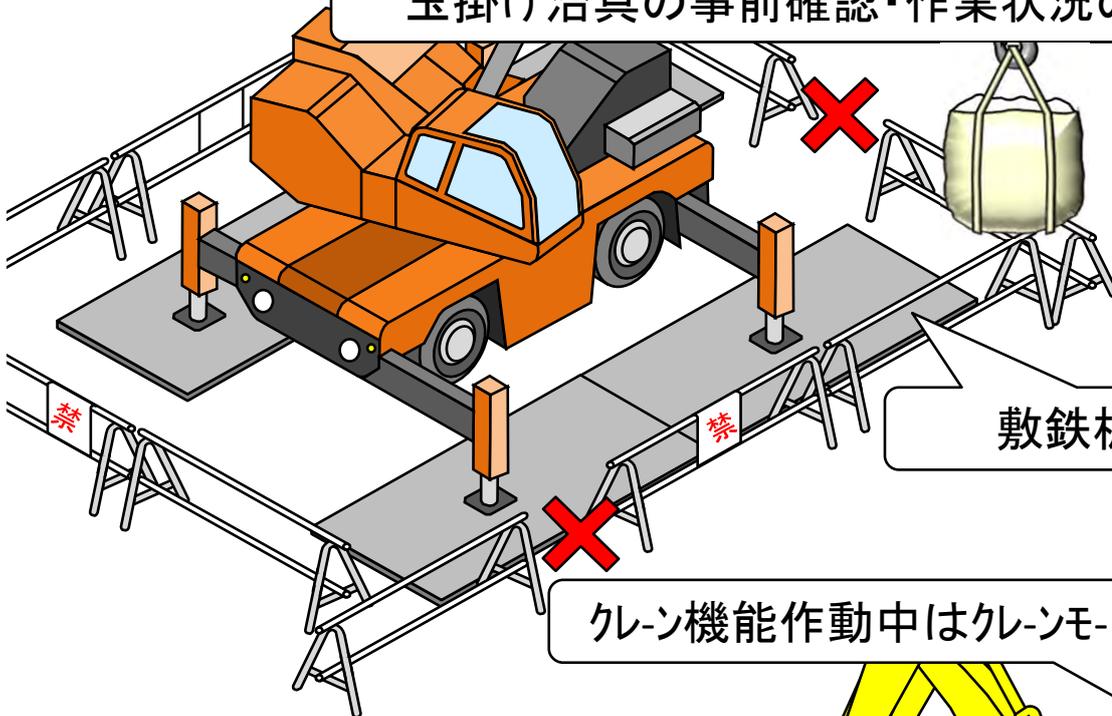


## 注意

クレーン廻りは確実な立入禁止区画の設置

吊荷の移動経路・吊荷の下の人払いの徹底

玉掛け治具の事前確認・作業状況の確認



敷鉄板養生

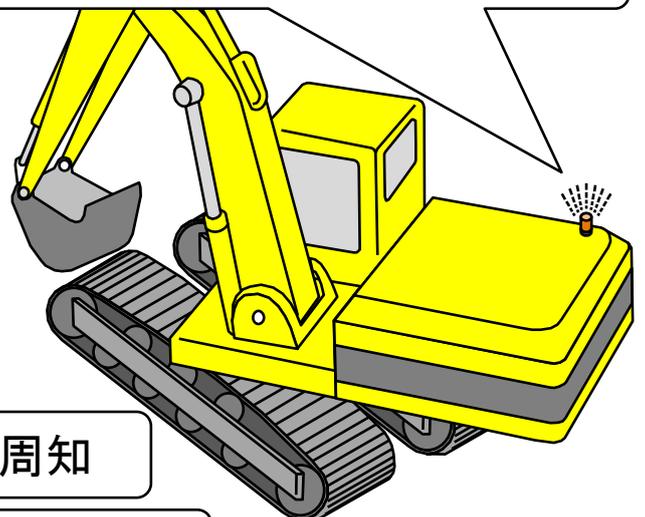
クレーン機能作動中はクレーンモトランプが点灯

## 注意

用途外使用の禁止

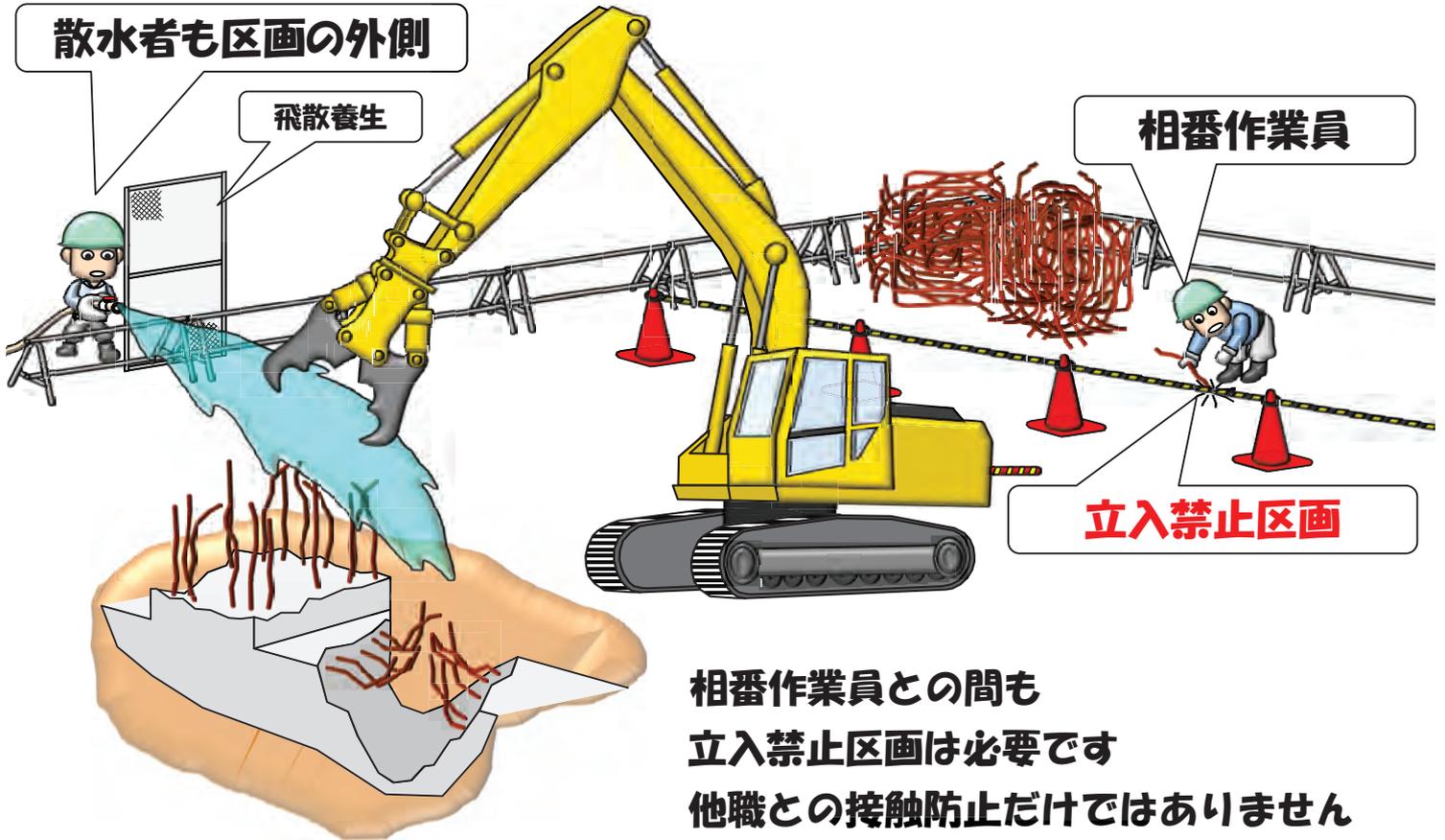
稼働範囲・立入禁止区域の明示、周知

オペレータ付リスの場合はオペレータの資格確認



# 建設機械・クレーン災害の防止

## 安衛則第158条：接触の防止



接触防止用自動停止装置、警報ブザー、感知バ-等はついていますか？

上期：2024年4月1日～4月30日

下期：2024年10月1日～10月31日

はさまれ・巻き込まれ



災害撲滅キャンペーン



墜落・転落  
落

上期：2024年8月1日～9月10日

下期：2024年12月1日～2025年1月15日

# 玉掛けは**3・3・3**にプラス**1**

## 玉掛 **3・3・3** 運動



①地切り**30cm**で停止  
『玉掛け地切りヨシ!!』

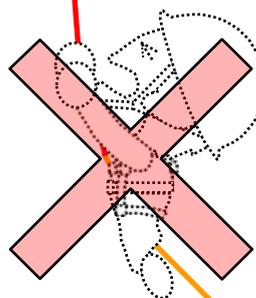
②**3秒**待つ  
『荷の安定ヨシ!!』

30cm

**プラス1**

③**3m**離れて介錯  
『低速巻き上げヨシ!!』

④介錯ロ-プを  
**手離したのを確認し**  
『高速巻き上げヨシ!!』





# フォークリフトを使用する際は!!

フォークリフトを使用する際は

作業計画書を作成する!!

立入禁止区画を設置する!!

立入禁止が出来ない場合は誘導者を配置する!!



右足舟状骨骨折・右踵骨骨折

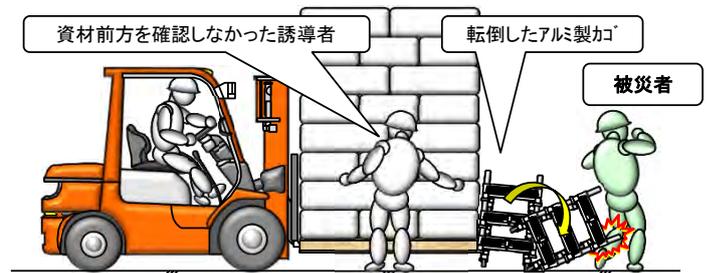
移動させる際は

他の作業員を立入らせない!!

進行方向を確認する!!

資材を動かす際は

資材の全周を確認する!!



左下腿挫創・左足関節捻挫

運転席を離れる際は

安衛則151条の11

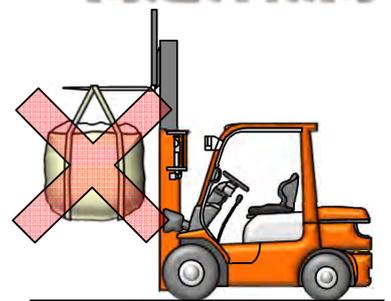


爪を最下部へ降ろす



エンジンを止める

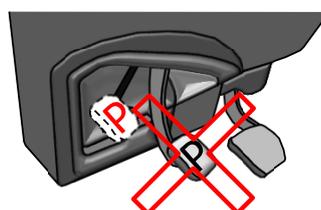
用途外使用



荷吊禁止



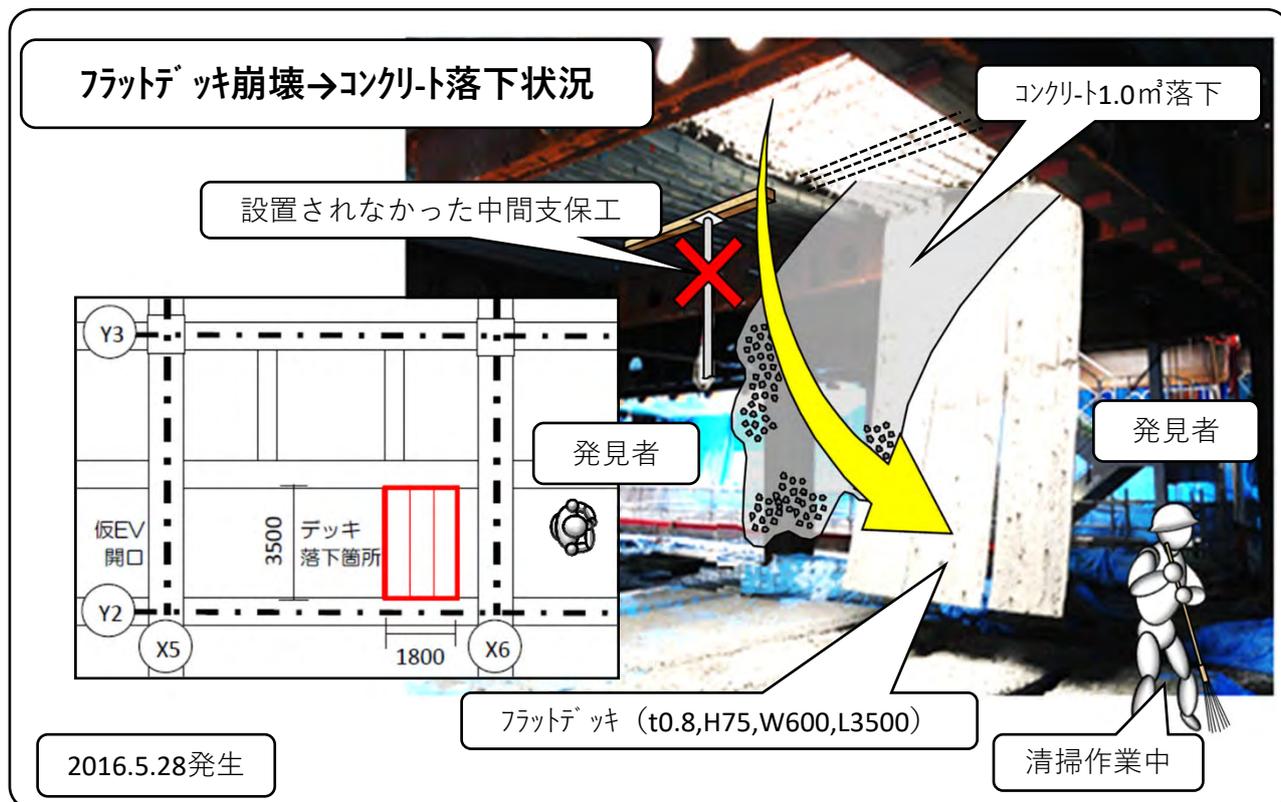
キーを抜く



サイドブレーキを掛ける

# S造デッキプレートの崩壊防止

～ フラットデッキの中間支保工を失念し、コンクリート打設時にデッキが崩壊 ～



2016.7.20 戸東安管発第94-15号・2022.3.15 戸東安管発第99-36号

## ◀ 東京支店ルール ▶

### 1.床型枠用デッキプレートの無支保工化

①S造・PC造等のデッキプレートは、原則 **無支保工** で計画すること。

②やむを得ず **中間支保工を設置** する場合は、**建築工事部長の許可** を得ること。

### 2.建築工事部長許可計画の報告

当該計画は **ゼネラル防災委員会で報告** すること。

### 3.危険作業事前検討会及び巡回時点検の実施

作業計画及び計画図書を危険作業事前検討会で確認し、巡回時にその実施状況を確実に点検すること。

### 4.中間支保工設置部のマキング

デッキプレート施工会社は中間支保工の必要なデッキプレート上に、**スプレー等でマキングし担当社員が確認** を行うこと。

### 5.「コンクリート打設計画書」での型枠支保工の打設前安全確認

単なる紙上のチェックに留まらないよう、必ず **現地・現物を確認** して帳票への記載を行うこと。

### 6.監督署への届出

デッキプレートの中間支保工についても、**建設工事計画届** や **機械等設置届** 等の法令に基づく **届出が必要** であるので、社内審査を受審の上、遅滞なく提出すること。

# 解体工事十二戒

## 『やってはいけない危険な作業』

『あっ!』と思った時は遅い!  
重機では支えきれない

**1 倒壊**

外重心でのブロック解体

必ずボルトが飛散する!  
図面を確認しマーキングを!

**2 飛来**

ボルト接合部への打撃・破碎

**3 倒壊**

外壁の自立は2層まで!

外壁自立2層を超える壁解体

**4 転倒**

負荷に耐え切れず引っ張られる!

最大作業半径では0.7mアタッチメント付で持上げ能力1.5t程度しかない

最大作業半径での破碎作業

**5 転倒 墜落**

ブロックではなく圧碎で!

階高の高い場所でのブロック解体

**6 火災**

安全帯使用

セーバーソーで切断しよう!

ガス切断による内装(配管)解体

建物の入隅部等で、上部に水平養生のある場所での処理が原則

**7 飛来**

養生のない場所での価物処理

**8 墜落**

W400以上の作業床を原則確保!  
W400未満は墜落防止措置が必須

作業床のない状態での外部養生組立・解体作業

**9 落下**

開口端部に溜まったガラ等

ガラ投下中だけでなく縁にあるガラが落ちてくるので絶対NG!

ガラ投下開口直下への立ち入り

重機操作は人、人は必ずミスをする機械は必ず故障するだから、絶対に入らない!

**10 激突**

運転席の反対側が死角!

稼働重機近傍への立ち入り

いやもっと下を破碎しないと!

**11 あらゆるリスク**

大丈夫 大丈夫!

解体重機OP任せの作業手順

**12 倒壊**

浮き上りを考慮せずクランプが破断

強風に対する外部足場支持不足

# 災害が先か？私病が先か？

## ※私病の発症 急増中！！

朝起きて調子が悪ければ 無理をせず休み、病院へ！！

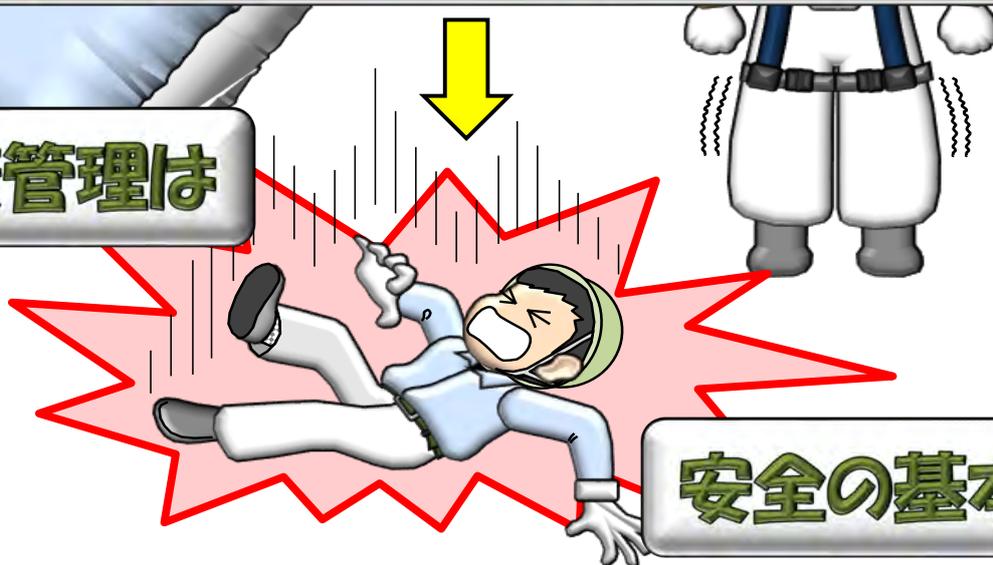
現場で具合が悪くなったら即病院へ！！

場内での休息・様子見禁止



## あなたを待ってる墜落・転倒災害

健康管理は



安全の基本



健康診断を必ず受診

所見があったら即対応

5月から9月は  
”**熱中症**”多発期間

足りていますか **水分補給**  
忘れていませんか **塩分補給**



朝食を抜くと  
こうなります



こんな状態になる前に

**のどの渇き**を感じる前に  
こまめな**水分・塩分補給**を

**具合が悪くなったら即病院へ**

小さな「けが」でも

必ず報告!!



労働災害

「労災が」は「犯罪」  
にも。

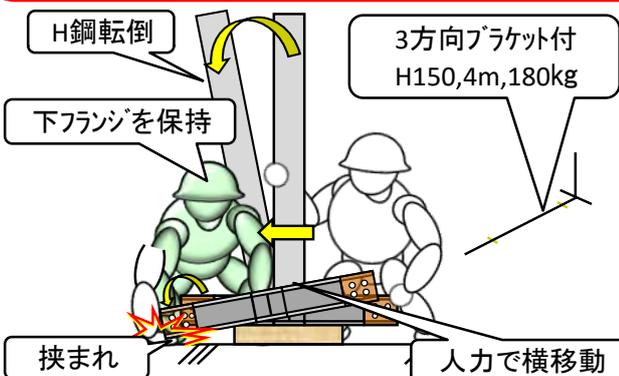
現場のけがに健康保険はつかえません



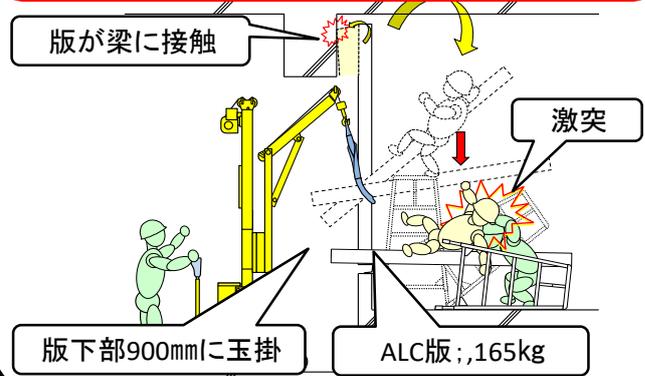
# 重量物は危険物!!

人ひとりが持って良い重さは  
体重の約**40%**～おおよそ**25kg**

H鋼を人力で横移動させようとして指を挟まれ



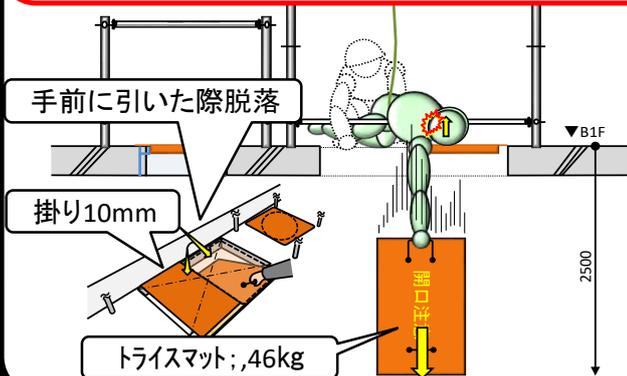
ALCが転倒し作業台から共同作業者上に墜落



右手環指末節骨骨折

作業員A; 頸部打撲・頭部打撲  
作業員B; 左肋骨骨折

脱落したトリスマットに引き込まれ頸椎損傷



アングル束の乗せ替え時指を切断



頸椎・頸髄損傷

左示・中指不全切断、環指切断

重量**100kg**以上を扱う作業は  
危険作業事前検討会を実施

# 労務安全書類 提出一覧表（東京支店）

2023.10.23

## 工事開始時

No.	労務安全書類の名称	様式	提出時期等	Buildeeで提出	紙ベース管理
1	施工体制台帳作成建設工事の通知	標準様式第2号		○	-
2	誓約書	戸安様式第2号	工事着手7日前までに提出	○ ※1次会社のみ	◎ ※原本を現場保管
3	確約書	戸安様式第2号-3		○	-
4	外国人建設就労者建設現場入場届出書 外国人技能実習生建設現場入場許可申請書 外国人労働者就労届	東京支店指定書式 標準様式第1号-甲 東京支店指定書式		○	-
5	施工体制台帳	標準様式第3号	再下請負通知書を元に元請が作成	○	-
6	再下請負通知書（変更届）	標準様式第1号-甲	工事中変更の都度、訂正又は差替	○	-
7	下請負業者編成表	標準様式第1号-乙	再下請負通知書を元に元請が作成	○	-
8	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図	標準様式第4号	再下請負通知書を提出すると表示	○	-
9	作業員名簿	標準様式第5号	増員については遅滞なく入力	○	-
10	店社安全衛生管理計画書	戸安様式第7号 （書式は自由）	毎年策定し、支店安全管理部に メール（PDF）で提出	-	◎ ※安全* - 外から印刷
11	工事安全衛生管理計画書	戸安様式第8号	工事着手7日前までに提出	○ ※1次会社のみ	◎ ※Buildeeから印刷
12	通勤・連絡者使用届	戸安様式第9号		○	-

## 工事中随時

様式番号	労務安全書類の名称	様式	提出時期等	Buildeeで提出	紙ベース管理
13	月間安全衛生管理計画書	戸安様式第10号	翌月分を災防協で提出	-	◎
14	持込機械使用届 （移動式クレーン・車両系建設機械等使用届）	戸安様式第11号	都度提出 （荷役運搬機械・高所作業車を含む）	○	-
15	リース車両系建設機械持込時指示書	戸安様式第12号	都度提出	○	-
16	持込機械使用届 （電動工具・電気溶接機等）	参考様式第6号	都度提出	○	-
17	新規入場者アンケート（兼）送り出し教育資料	戸安様式第14号	「送り出し教育のお願い」と 「教育資料」をアンケートと共に持参	-	◎ ※自筆箇所有
18	年少者就労報告書	戸安様式第15号	就労開始前に提出	○	-
19	高齢者就労報告書	戸安様式第16号	就労開始前に提出	○	-
20	高血圧者就労報告書	戸安様式第17号	就労開始前に提出	○	-
21	危険物・有害物持込使用届 （有機溶剤・特定化学物質等持込使用届）	標準様式第18号	危険物・有害物持込前に提出	○	-
22	作業員就労及び終了（無災害）報告書	戸安様式第19号	毎月提出	-	◎ ※各次の会社毎に作成
23	一人親方事前提出書類	-	就労開始前に提出	○	-

# 施工体制確認票

## 記載例

調査日： 1月 17日 (水) 作業日： 1月 17日 (水)  
 作業所名；安全第一ビル新築に伴う解体工事

1次会社名；尾形建設 職種；解体 記載者；斎藤 工事

- ① 1次会社（最上位会社）の職長は、原則、作業日当日の朝に作業者全員分を記載して元請担当者に提出する。（乗り込み前や現場での就労がない場合は、1次会社の工事担当者が記載する。）
- ②-1 元請担当者はビルディ登録済の施工体制や作業員名簿等と相違が無いかを確認し、問題無ければ右下の口にし点チェックと署名を行う。
- ②-2 元請担当者は施工体系や作業員名簿等と相違があり、実情として問題がある場合は、コメント欄へ内容を記載する。
- ③ 施工体制等に不備がある場合は、作業所長が是正指示書を発行し、1次会社から改善報告書を受領する。

### 記載凡例

尾形建設	
● 高橋 健一	

会社名	
名前	
役職等	

□施工体制に問題はありません。（元請担当者；署名）

■コメント欄（施工体制に問題がある場合に内容を記載）

ワールドは施工体制の届出がされていない。また、職長・安全責任者の資格要件を満たしていない作業員のみが就労している。NAKAHARAの一人親方は、職長・安全責任者教育を修了していない。

（元請担当者；署名 黒子 大類）

斎藤組	
◎ 斎藤 工事	× 中道 建都
○ 千葉 勇気	× 大澤 颯太
○ 田淵 慎太郎	

丸山工業	
● 小屋 創造	

ワールド	
× ゼットン	× アナタダ

オンリーワン	
※	一人 唯

出口組	
◎ 出口 純	× 出口 友紀

なべくら	
※ 鍋倉 何也	

NAKAHARA	
☒ 中原 中屯	

### 【注意事項】

- ・土間工のように、一人親方のグループで工事を請負っている場合は、誰がリーダーであるかを明記すること。
- ・重層下請回数4次以降は、原則入場禁止です。
- ・「副」の配置は必須ではないが、「正」の職長・安全衛生責任者が不在になる場合は、代理者を選任すること

【凡例】 ●；安全衛生責任者（所属作業員が作業所に就労していないため不在）

○；職長・安全衛生責任者の資格要件OK

◎；選任している職長・安全衛生責任者（資格要件OK）

×；職長・安全衛生責任者の資格要件NG

※；一人親方等の資格要件OK

☒；一人親方等の資格要件NG

【一人親方等の資格要件】

- ①職長・安全衛生責任者の資格要件を満たしている
- ②給付基礎日額；給与水準に見合った金額または10,000円以上の労災保険特別加入
- ③請負契約書を取り交わしている
- ④社会保険（健康保険・年金保険）に加入している

【職長・安全衛生責任者の資格要件】

- ①実務経験5年以上、かつ23歳以上の者
- ②「職長・安全衛生責任者教育」（RA含む）の受講修了者
- ③「職長・安全衛生責任者教育」受講から、5年以内に能力向上教育（再教育）を受けた者

# よく確かめて



## 現場入場お断わり!!

重層下請次数4次以降は  
原則入場禁止です

職長・安責者の支店ルール

- ① 実務経験5年以上  
かつ23歳以上
- ② 「職長・安責者教育」  
受講修了者
- ③ 作業所に常駐できる者
- ④ 5年以内毎に能力向上  
教育を受講する



# あなたの会社の職長さんは 今日この現場にいますか？ 職長さん不在では働けません！！

全ての職長さんはヘルメットに  
『見える化』標示を行って下さい

## 1次協力会社



連絡 ↑ ↓ 調整

## 2次協力会社



連絡 ↑ ↓ 調整

## 3次協力会社



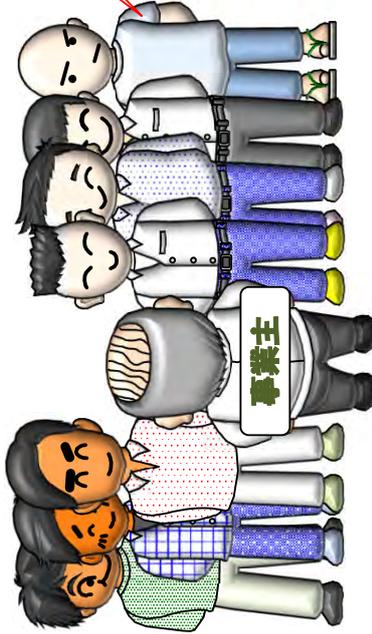
職長さん、あなたの会社の作業員を守る  
『事業者責任』を果たして下さい  
職長さんは事業主の代理人です！！

# 外国人を現場で就労させるには

## 協力会社

### ① 事前確認・教育

- ・技能実習計画の確認
- ・在留資格の確認
- ・日本語理解力の確認
- ・ハローワークへの雇用状況の届出
- ・安全基本事項の教育
- ・在留カードの本証確認 ※-1



### ※-1 出入国在留管理庁の在留カード等読取アプリを使用

### ② 外国人労働者現場入場届出書提出



事前提出

## 作業所

※新規入場時は在留カード本証を携帯



※事業主は就労状況の現地確認・指導を実施する

## 現場就労

### ③ 送り出し教育の実施

- ・作業所注意事項の説明
- ・日本語会話能力に応じた適正配置とハチの選任
- ・災害等発生時の連絡報告体制の説明

## 作業所

### I. 外国人労働者に関する通知事項説明

※ 外国人労働者に関する通知事項

- ① 外国人労働者現場入場届出書を1週間以上前に提出
- ② 在留カードの本証確認
- ③ 作業所長面談によるコミュニケーション能力の確認
- ④ 日本語会話能力によるハチの選任
- ⑤ ヘルメット(黄色)による見える化
- ⑥ 建炎防統一標識(4ヶ国語)の周知・理解
- ⑦ 支店要請による報告・連絡会の参加

### 災害防止協議会



### II. 外国人労働者現場入場届出書提出

## 事業主



### 作業所へ事前提出



### III. 新規入場者教育・所長面談の実施

- ① 新規入場者教育への協力会社管理者立会
- ② 在留カード又は特別永住者証明書による本人・在留資格・在留有効期限を確認 ※-1
- ③ 作業所長面談による日本語理解力の確認
- ④ ハチ配置状況の確認

《ハチ選任表示カードホルダーの着装》

- ⑤ ヘルメット(黄色)による見える化の実施
- ⑥ 建炎防統一標識(4ヶ国語)の周知

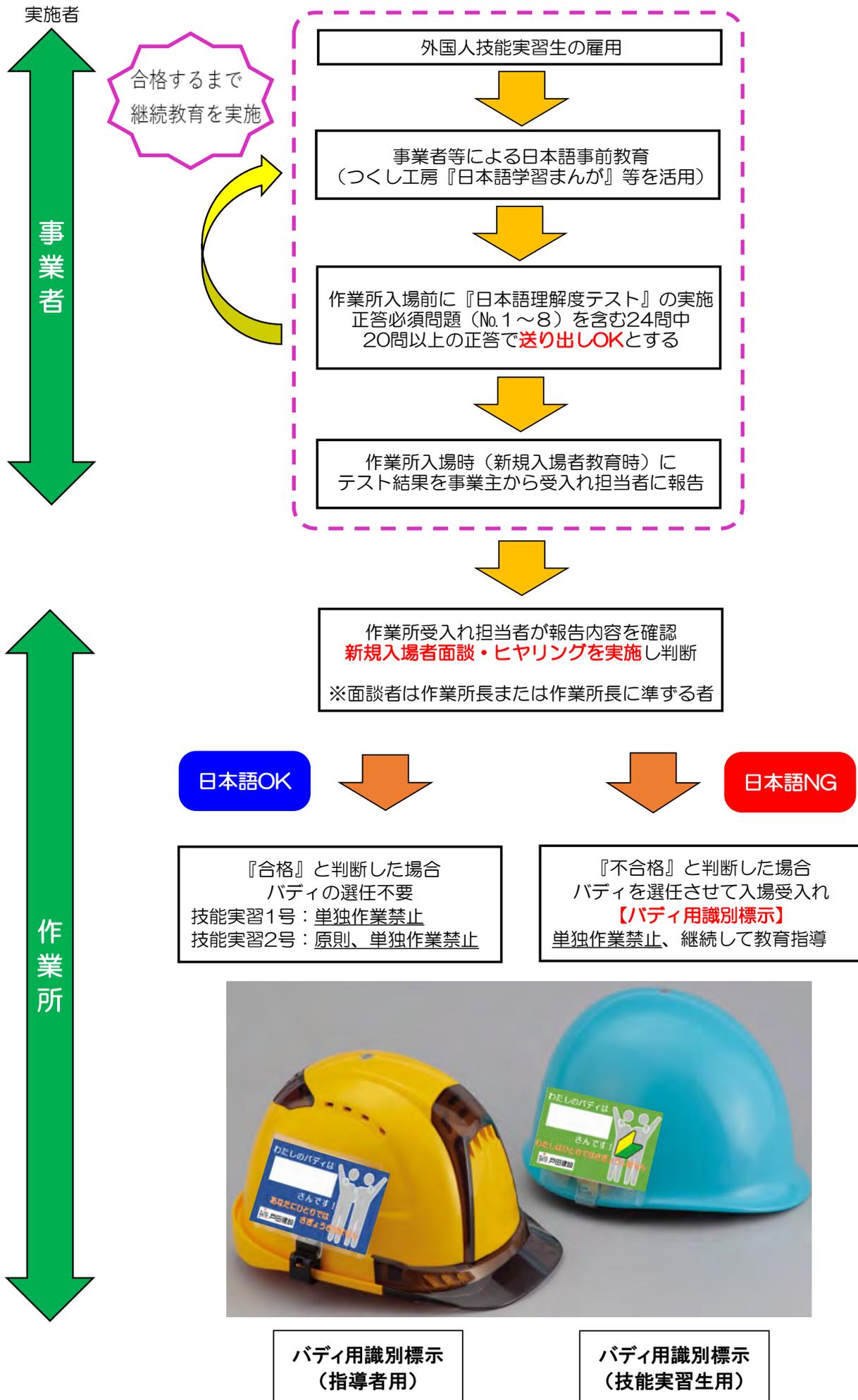
指導者表示



## ハチと共に現場就労

※事業主は就労状況の現地確認・指導を実施する

# 外国人技能実習生受入れに際しての日本語理解度確認フロー



# 新規入場者シールで 作業員さんの見える化を図ろう

外国人技能実習生；濃紺線黄色下地新規入場者シール



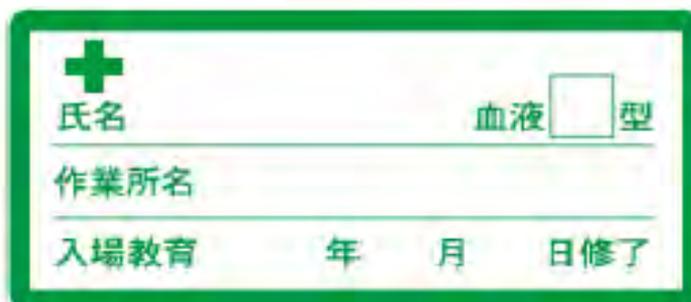
+

氏名 \_\_\_\_\_ 血液  型

作業所名 \_\_\_\_\_

入場教育 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日修了

一人親方；緑線新規入場者シール



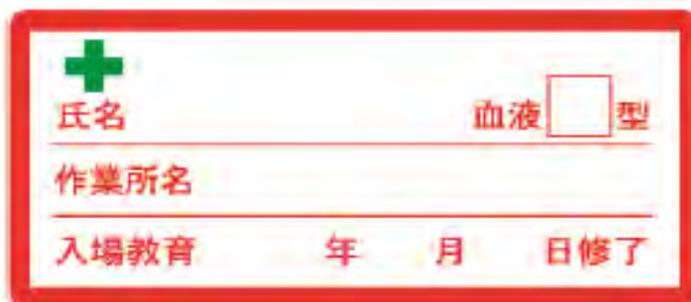
+

氏名 \_\_\_\_\_ 血液  型

作業所名 \_\_\_\_\_

入場教育 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日修了

高血圧者；赤線新規入場者シール



+

氏名 \_\_\_\_\_ 血液  型

作業所名 \_\_\_\_\_

入場教育 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日修了

年少者；水色線新規入場者シール



+

氏名 \_\_\_\_\_ 血液  型

作業所名 \_\_\_\_\_

入場教育 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日修了

左記以外  
一般シール  
濃紺線白下地

# 一人親方の皆様へ

一人親方は**個人事業主**です  
就労するには、**職長・安責者**と  
同等の資格が必要です



## 東京支店 入場資格要件



- ① **実務経験5年以上かつ23歳以上**
- ② 『**職長・安全衛生責任者教育**』受講修了者
- ③ 『**職長・安全衛生責任者教育**』の受講から  
**5年以内毎に能力向上教育**を受講
- ④ **給付基礎日額は、給与水準に見合った金額**  
または、**10,000円以上**の労災保険特別加入
- ⑤ **請負契約**を取り交わしている
- ⑥ **社会保険**に加入している

日給月給は  
**NG**



基礎給付日額3,500円では休んだ時に  
**1日2,800円**しかもらえません  
独身でも生活出来ません



協力会社の皆さん短期雇用もご検討してください

# 未熟練工・技能実習生の皆様

自分の身は自分で守る  
仲間の危険は声掛けで防止



## 東京支店ルール



- ① 一人(単独)作業の禁止
- ② バティ(相棒)の選任
- ③ 外国人作業員は作業所長と面談

元気よく挨拶する



ルールと手順を守る



作業前の打合せ  
作業中の声掛け



バティ

早呑み込みしない  
理解するまで質問

勝手な判断はしない  
指示事項以外は相談



危険な目にあったら  
上司・職長に報告

# 2024年度

## 〇〇新築工事作業所

# 《私の安全宣言》

社員は怪我をしない  
作業員は無事に家族に返す  
関係者の健康・安全第一



作業所長：尾形 実



君がこの現場の安全推進者だ!!

氏名：桑田 淳

入社7年目

工事長応援メッセージ

『安全は中心となる価値である』の理念を常に念頭におき  
日常管理を行って下さい。危険な作業はしない・させないを忘れずに。



# ヒューマンエラー防止

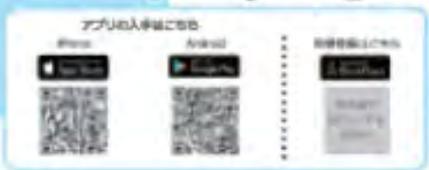
## 三運動の推進

ひと声かけ、  
指差し確認運動

対話型現地KY



ヒヤリポ



 戸田建設株式会社

# レックカバーではこういう 怪我は防げません！

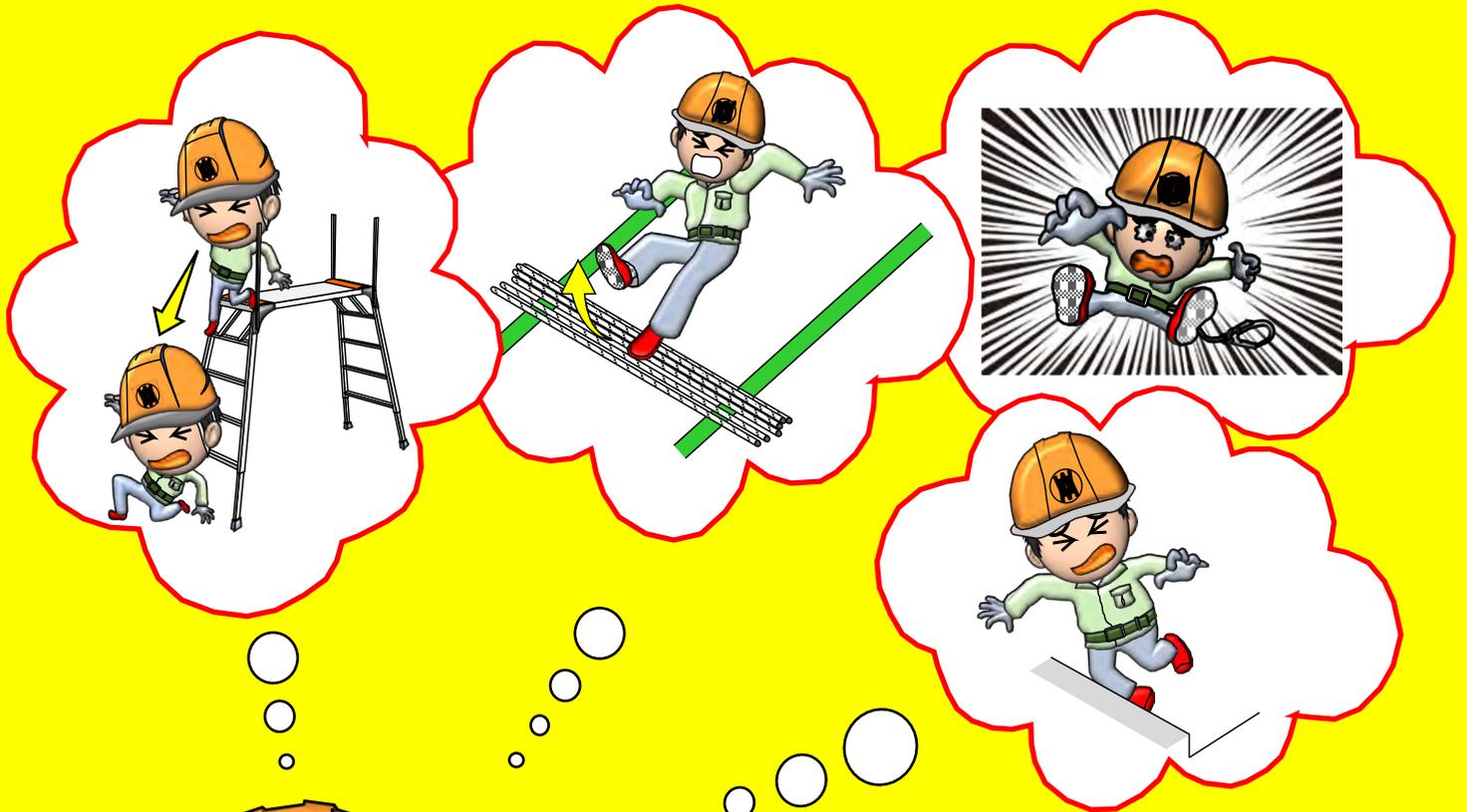


## 肌の露出禁止



適切な服装で  
自分の身は自分で守りましょう

# 作業の前には必ず一人KY ～いつでもKY・どこでもKY～



Safety is not just a priority  
but a **CORE VALUE**  
安全は、中心となる価値である

もう一度  
**確認ヨシ!**

戸田建設株式会社  
戸田建設災害防止協力会

### KY自問自答カード

※作業開始前に確認しましょう

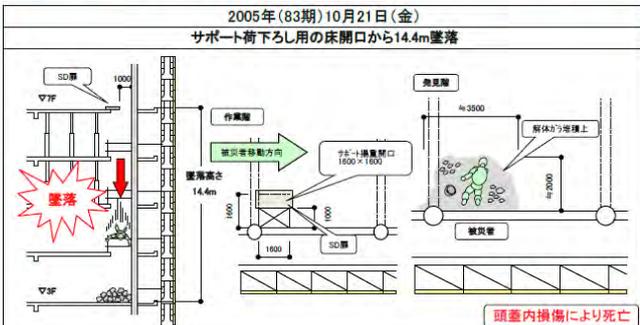
自問自答項目
① 落ちそうな、危険な所は無いかな?
② 倒れそうな、立っている物は無いかな?
③ 崩れそうな、不安定な物は無いかな?
④ 落下しそうな、吊っている物は無いかな?
⑤ 転がりそうな、丸い物は無いかな?
⑥ はさまれそうな、動いている物は無いかな?
⑦ 巻き込まれそうな、回転している物は無いかな?
⑧ 通路につまずきそうな、物は無いかな?

KY自問自答カードを活用し  
今日も一日無災害

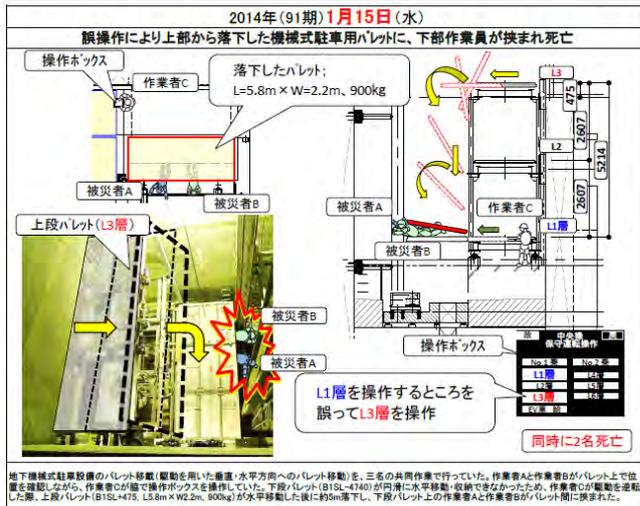
# 忘れるな！！ 死亡・重大災害

- 〈1〉 10月21日 **墜落災害防止総点検日**  
サポート荷下ろし用の床開口から14.4m墜落し死亡
- 〈2〉 8月1日 **第三者災害・公衆事故防止総点検日**  
柱Pcf版が破損し打設中のコンクリートが外部へ流出、歩道を歩行中の第三者を直撃
- 〈3〉 12月3日 **崩壊・倒壊災害防止の日**  
敷地境界上のCB塀解体時、塀が崩壊して頭部を挟まれ死亡
- 〈4〉 1月15日 **シャフト内・隠ぺい部作業災害防止総点検日**  
誤操作により上部から落下した機械式駐車用パレットに下部作業員が挟まれ2人死亡

## 《忘れるな死亡・重大災害 I》



## 《忘れるな死亡・重大災害 II》



- ① 現場事務所や詰所等にポスターを掲示し、災害の風化防止を図る。
- ② 作業所長は作業所で働く全ての社員、作業員に災害の原因と災害防止のために実施すべき事項を周知する。
- ③ 『死亡・重大災害は絶対に起こさない』重点志向の安全管理を推進し「危険な状態では絶対に作業をしない・させない」ことの周知徹底を図る。

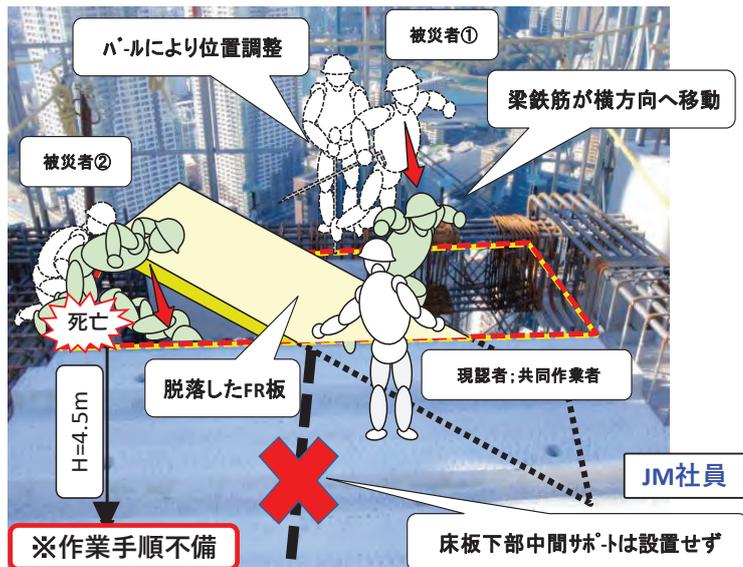
### 災害防止のために実施する重要項目

- 12/3 と 1/15 を絶対に忘れない！！ -

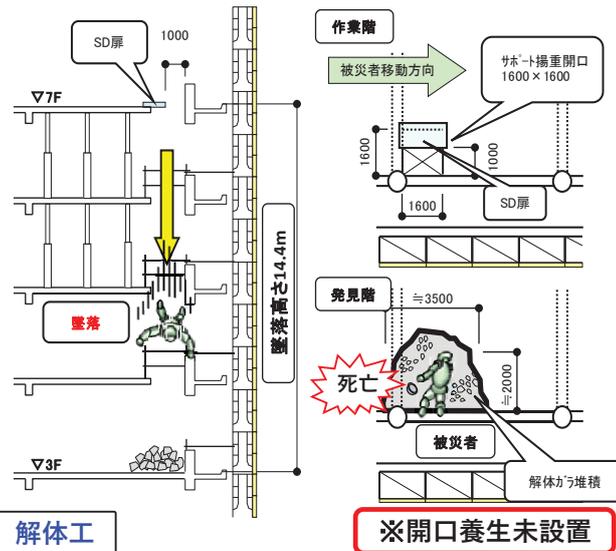
1. **法違反、ルール違反は絶対にはいけません。**
2. **作業員一人ひとりと話し合い、適切な送り出し教育を実施して下さい。**  
また、**未熟練工の指導教育を実施して下さい。**
3. **送り出した現地と作業状況を見て、指導・改善して下さい。**
4. **提出書類とルールが何の為にあるかを考え実効あるものとして活用して下さい。**
5. **「あれ？」と思ったら中断し、何でも相談して下さい。**  
現地で社員と協議し解決しましょう。遠慮は無用です。
6. **自主パトロールで作業状況を確認し、  
実状に合った作業手段とKY活動になるよう指導して下さい。**
7. **お互いに『気配り』を持って仕事をしましょう。**
8. **災害はみんなが損をします。自分の身は自分で守りましょう。**
9. **『いつでもKY、どこでもKY』 - 行動する前に！一瞬考えよう！ -**

# 《東京支店死亡災害》

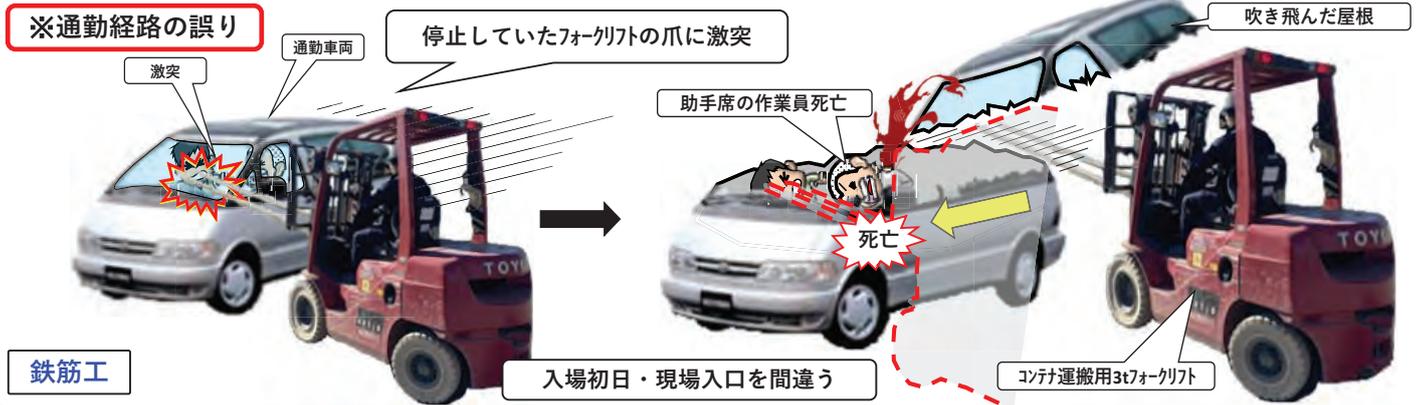
## 2008 床FR板と共に墜落死亡



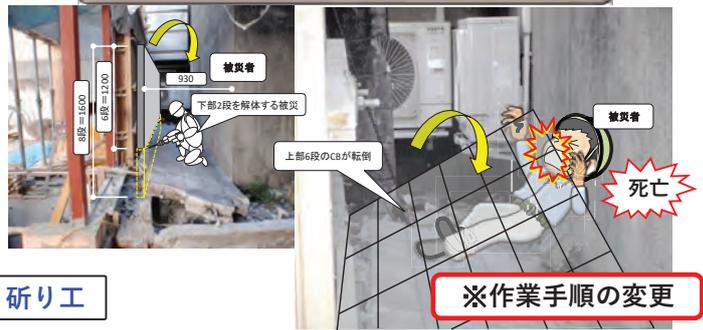
## 2005 サポ-ト揚重開口から墜落死亡



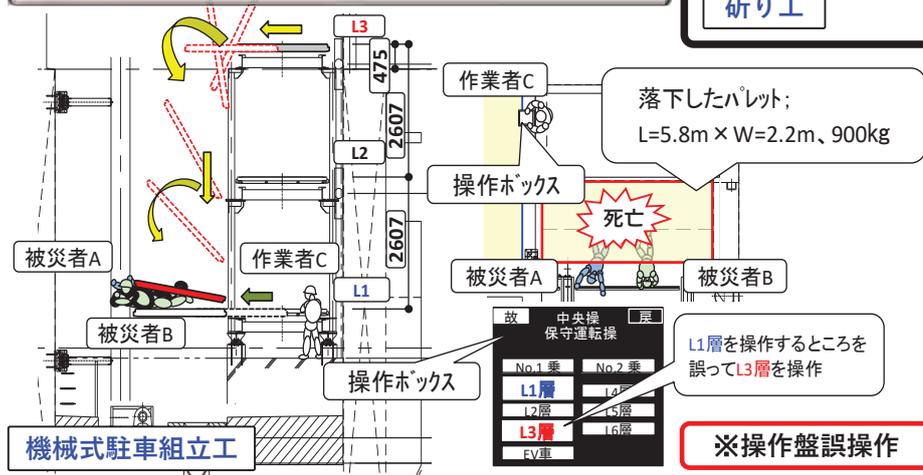
## 1999 通勤車両とフォークリフトが激突し助手席作業員死亡



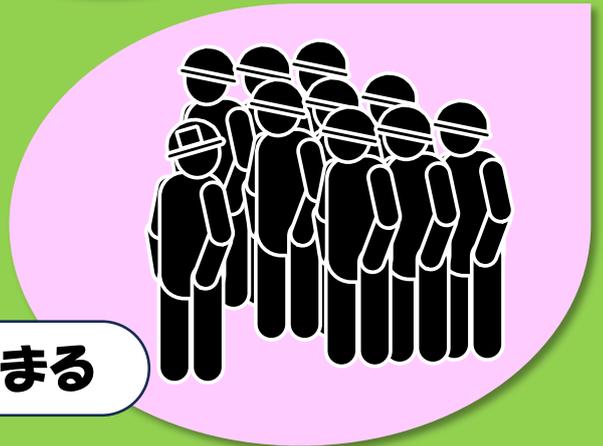
## 2013 CB塀と建屋に挟まれ死亡



## 2014 落下したパレットに挟まれ2名死亡



# 安全の心 8つの「あ」



あきらめない



あはしるな

あそびない



あいがとう

あたいまえのことをちゃんとやる

戸田建設東京支店  
災害防止協力会 会員各位

戸田建設東京支店災害防止協力会

## 2024年度 職長・安全衛生責任者教育の開催について

建設工事現場での労働災害防止や安全衛生管理水準の向上のためには、直接労働者を指揮する職長や、作業間の連絡・調整を行う安全衛生責任者を育成・支援し、その職務を確実に遂行させることが重要です。

当協力会では、今年度の安全衛生管理計画に基づき、職長・安全衛生責任者に対する教育を下記のとおり開催いたします。貴社および関係会社（後次協力会社※）に所属する対象者が確実に受講できるよう、取り計らいのほどよろしく願いたします。 ※後次（2次・3次）協力会社の災害の割合が高い

### ■東京支店ルール

- ・ 職長並びに一人親方は、「職長・安全衛生責任者教育（2日間）」修了が必須条件
- ・ 受講後5年以内の方は、「職長・安全衛生責任者能力向上教育（再教育）」を受講
- ・ 再教育修了後5年以内の方も同様です。

### 記

#### 共 通

時 間：午前8時45分～午後16時30分（集合 午前8時30分）

定 員：30名

会 場：飯田橋升本ビル 8階 （東京都左官工業協同組合 会議室）

#### 講 座 別

講 座	対 象 者	開 催 日	日 数	受 講 料
職長・安全衛生責任者教育	新しく職長・安全衛生責任者になる方 ※実務経験5年以上かつ23歳以上	2024 / 7 / 17(水) ・ 18(木)	2日	5,000円
職長・安全衛生責任者能力向上教育(再教育)	職長・安全衛生責任者教育、及び能力向上教育を修了し概ね5年経過した方 ※職長・安全衛生責任者（能力向上）教育修了証のコピーを申込時に必ず提出	2024 / 9 / 11(水) ----- 2024 / 11 / 12(火) ----- 2025 / 2 / 6(木)	1日	2,000円

#### 問い合わせ先

受講資格・教育内容 東京支店安全管理部 TEL 03-3535-1587

受講申込手続き等 東京支店災害防止協力会事務局 TEL 03-3561-5332

FAX 03-3561-5358

E-mail todakyj@apricot.ocn.ne.jp

以上

### 1. 申込み方法

- ・ 受講申込書（別紙）に必要事項を記入の上、メールもしくはFAXにて申込みください。

※ 定員になり次第、締切らせていただきます

### 2. 受講料振込み・受講券発行

- ・ 事務局が担当者宛に連絡しますので、その後、下記口座へ受講料を振込みください。

振込先

みずほ銀行	京橋支店
普通預金	2628748
戸田建設東京支店災害防止協力会	

- ・ 受講料振込み後は返金しません
- ・ 受講者・受講日の変更は可能ですので相談してください

- ・ 事務局が受講料の入金を確認した後（開催日の約10日前）、受講券を担当者宛にメールもしくはFAXします。
- ・ 受講券は、受講者が当日持参して受付に提出してください。

※ 開催日の1週間前までに受講券が届かない場合、事務局まで連絡をください。

### 3. 当日持参する物

- ・ 受講券・筆記用具・顔写真（縦3.3cm×横2.4cm）1枚・マスク（自己判断）

※ 当日の昼食は、事務局で用意します

### 4. 会場

飯田橋升本ビル 8階（東京都左官工業協同組合 会議室）

所在地：東京都新宿区揚場町1-21

交通機関：JR東日本 総武線（各駅停車） 飯田橋駅 東口改札から徒歩5分

東京メトロ 東西線・有楽町線・南北線 飯田橋駅 B1出口から徒歩2分

都営地下鉄 大江戸線 飯田橋駅 B1出口から徒歩2分

※ 駐車場はありませんので、車での来場はご遠慮ください



# 受講申込書

戸田建設東京支店災害防止協力会 御中

申込日： 年 月 日

E-mail : todakyj@apricot.ocn.ne.jp もしくは FAX : 03-3561-5358

※受講申込書一枚につき一講座を選択  ⇒  or ■ (担当)

職長・安全衛生責任者教育 (2日間教育)	職長・安全衛生責任者能力向上教育 (1日間教育)
<input type="checkbox"/> 2024年7月17日(水)・18日(木)	<input type="checkbox"/> 2024年09月11日(水)
	<input type="checkbox"/> 2024年11月12日(火)
	<input type="checkbox"/> 2025年02月06日(木)

<注意>  
職長教育の  
修了証を  
本書と同送

※各回 各社5名/1回までの申込みとする

mailアドレス:

No.	ふりがな 氏名	生年月日(西暦)	年齢	職種	経験年数	所属会社名 (申込会社と異なる場合のみ記入) (一人親方は、○を付けて下さい)
1		年 月 日生	才		年	一人親方
2		年 月 日生	才		年	一人親方
3		年 月 日生	才		年	一人親方
4		年 月 日生	才		年	一人親方
5		年 月 日生	才		年	一人親方

# よろず相談受付



協力会社の皆さまへ

東京支店への苦情,相談,要望など  
ありましたら、上記 QR コードから  
ご意見をお寄せください

いただいたご意見は、必ず秘密は守ります。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdDadKVU8PKtIMMtK6B8LGuWZgby7MpJ2q8fi7eQRG9Oj2xhA/viewform>

~ Safety is not just a priority but a CORE VALUE ~

安全は、中心となる価値である

